

IV 保 健 予 防

1 感染症予防

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、関係機関と連携をとりながら感染症対策を行っている。

（1）感染症発生時の活動

ア 感染症法に基づく感染症の発生対応

感染症の予防及びまん延防止のため、患者の人権等に配慮しながら、関係機関と連携のうえ、患者・感染者に対する調査及び指導、関係者に対する健康診断等を実施している。

感染症発生状況（表 1-1）

項 目		2017 年度	2018 年度	2019 年度	
感染症発生届出件数		129	255	207	
疾 患 別 再 掲	二類				
	結核	56	44	55	
	新型コロナウイルス感染症			6	
	三類				
	腸管出血性大腸菌感染症	22	9	17	
	四類	E 型肝炎	1	3	1
		A 型肝炎	2	3	1
		デング熱	1	1	-
		レジオネラ症	6	2	5
	五類	アメーバ赤痢	4	-	4
		カルバペネム耐性腸内細菌感染症	4	15	21
		急性脳炎	1	-	6
		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4	-	1
		後天性免疫不全症候群	2	1	1
		侵襲性インフルエンザ菌感染症	-	1	2
		侵襲性肺炎球菌感染症	11	2	2
		水痘（入院例）	1	1	1
		梅毒	11	24	7
		破傷風	1	-	-
百日咳		1	131	67	
風しん	1	15	7		
麻しん	-	3	3		
就業制限通知件数		40	28	38	
健康診断勧告・措置件数		446	475	312	
入院勧告・措置人数		17	17	20 ※1	
診査協議会開催回数		39	35	32	
移送件数		1	-	4 ※2	
消毒等依頼件数		-	-	-	

※五類感染症は全数届出疾患についての数

※百日咳は 2018 年 1 月 1 日に定点把握疾患から全数把握疾患に変更

※1 結核 13 コロナ 7(HP 上は 6 人（市外病院からの届け出のため）)

※2 移送件数 すべてコロナのうち 1 件は当日キャンセル

健康診断実施状況（一類感染症～三類感染症）（表 1-2）

年度	健診実施 実人員	健診実施実人数内訳		陽性数計 (陽性実人員数)	陽性数内訳		
		患者・ 関係者	海外 帰国者		一類 感染症	二類 感染症	三類 感染症
2017 年度	144	144	-	9	-	-	9
2018 年度	33	33	-	4	-	-	4
2019 年度	36	36	-	1	-	-	1

※結核については、表 2-4 参照

イ 積極的疫学調査

相談等として持ち込まれた感染症疑いを含む事例について、感染症法第 15 条の規定に基づき、感染症の発生状況及びその原因を明らかにするための調査を行うとともに、まん延防止のための指導等を行っている。

積極的疫学調査実施状況 (表 1-3)

類型	感染症名	調査対象件数						合計	
		高齢者施設	障害者施設	保育所	学校・幼稚園	医療機関	その他の施設		個人
二類	結核（コッホ疑い含む）	7			1	13	7	71	99
三類	腸管出血性大腸菌感染症	1		2	3		2	29	37
四類	E型肝炎							1	1
	A型肝炎						1	2	3
	デング熱							1	1
	レジオネラ症						1	4	5
五類 (全数)	アメーバ赤痢							4	4
	カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症					3		22	25
	急性脳炎				1			6	7
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症							1	1
	後天性免疫不全症候群							1	1
	侵襲性インフルエンザ菌感染症							2	2
	侵襲性肺炎球菌感染症							2	2
	水痘（入院例）				4			1	5
	梅毒							9	9
	百日咳							65	65
その他	風しん	1				2		21	24
	麻しん				2	5	2	49	58
	RSウイルス感染症			2					2
五類 (定点)	インフルエンザ	4		25	6	4	1		40
	感染性胃腸炎	7		21	6				34
	手足口病			21					21
	流行性角結膜炎			6	2				8
その他	不明熱	1							1
	アデノウイルス			1					1
	A群溶血性レンサ球菌咽頭炎			1					1
指定感染症	新型コロナウイルス感染症（確定例）					4	3	7	14
合計		21	0	79	25	31	17	298	471

※ 疾患名は疑い含む

ウ インフルエンザ様疾患の状況

インフルエンザ流行の早期探知と対応のため、「インフルエンザの防疫対策について（1973年9月20日付衛情第102号、厚生省公衆衛生局保健情報課長通知）」に基づき、保育所、幼稚園、小学校、中学校及びその他の学校において、インフルエンザの施設別発生状況を報告している。

インフルエンザ様疾患による学級閉鎖状況（延べ数）（表 1-4）

年 度		総数	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
2017	学校数	2	-	-	-	-	2	-	-
	学年数	11	-	-	-	-	9	2	-
	学級数	231	-	2	11	4	148	64	2
2018	学校数	-	-	-	-	-	-	-	-
	学年数	10	-	-	-	-	10	-	-
	学級数	153	-	-	-	2	123	28	-
2019	学校数	0	0	0	0	0	0	0	0
	学年数	8	0	1	0	3	4	0	0
	学級数	95	4	0	10	48	22	11	0

※学校数は、学校閉鎖のあった校数を、学年数は、学年閉鎖のあった学年の数を、学級は、学級閉鎖のあった学級の数を示す

（2）平常時の活動

感染症の発生予防及びまん延防止を目的として、施設及び市民からの各種相談を受けると共に、発生動向調査の結果を還元、その時期に多い感染症の情報等の提供を行っている。また、関係機関を対象とした講演会等の啓発活動も行っている。

ア 感染症発生動向調査

地域における感染症の発生の状況及び動向の把握を目的として、感染症法第14条に基づく、感染症発生動向調査事業を実施している。

具体的には、東京都感染症発生動向調査事業の一環として、市内の定点医療機関から五類感染症の発生状況報告（小児科定点・インフルエンザ定点・眼科定点からは週単位、性感染症定点からは月単位）を受け、集計した情報を東京都や国の発生動向と併せ、毎週「町田市感染症週報」として医師会等市内関係機関に還元している。町田市感染症週報は、ホームページに掲載し、広く市民にも周知している。定点医療機関数は、小児科定点8箇所、インフルエンザ定点15箇所（うち8箇所は小児科定点を兼ねる）、眼科定点1箇所、性感染症定点1箇所である。

イ 感染症流行予測調査

感染症に関する感受性(集団免疫)の現状及び病原体の検索等の調査を行い、予防対策の効果的な運用を図るとともに、長期的視野に立ち感染症の流行を予測することを目的として全国一斉に行われる調査である。2018年度は、町田市民病院の協力を得て42名実施した。

ウ 普及啓発事業

地域における感染症の発生予防とまん延防止を目的として、感染症を中心とした健康情報を毎週ホームページに更新し、インフルエンザなどの流行時期には、「広報まちだ」にも注意喚起の記事を併せて掲載している。また、関係機関等からの依頼により健康教育を実施するほか、各種会議の場を活用し、感染症発生時・平常時の対策についての知識を広めている。

健康教育実施状況（表 1-5）

実施月日	テーマ	対象者	参加人数
2019/8/7、 8/8	高齢者施設における結核説明会	当該施設職員	24
6月20日	公立小中学校養護教諭部会における健康教育	市立小中学校養護教諭	55
10月23日	町田市感染症セミナー	高齢者施設等職員	25
11月5日	町田市知的障がい者グループホーム等連絡会における健康教育（感染性胃腸炎及びインフルエンザ予防）	障がい者施設等職員	12
10月30日	公立保育園保健検討会における感染症予防に関する講話	市立保育園職員	7

2 結核対策

感染症法に基づき医療機関から送付される発生届により、感染症発生状況を把握している。この章では、感染症の中でも特に発生数の多い結核（二類感染症）について記載する。

結核に罹患した患者に対しては、家庭訪問や結核病院への訪問、また面接相談などにより必要な支援及び指導を行うとともに、療養にかかる公費負担業務、患者の家族や接触者に対する健康診断・健康相談等を実施している。

(1) 結核登録者の状況

				医療形態								
				2017年総数	2018年総数	2019年総数	入院	他疾患入院	外来	医療なし	不明	
登録者総数				137	131	103	3	3	15	81	1	
登録患者数 (2019. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	25	30	18	3	2	11	1	1	
			喀痰塗抹陽性	総数	7	16	9	3	-	5	1	-
				初回治療	6	16	9	3	-	5	1	-
				再治療	1	0	0	-	-	-	-	-
			その他菌陽性	15	11	8	-	1	6	-	1	
		菌陰性他	3	3	1	-	1	-	-	-		
	活動性肺外結核	4	9	5	-	1	4	-	-			
	不活動性結核		96	92	80	-	-	-	80	-		
	不明		12	0	0	-	-	-	-	-		
	潜在性結核感染症（別掲）				31	25	27	0	3	16	8	0
新登録者総数				49	46	29	6	3	17	3	0	
新登録患者数 (2019. 1. 1～ ～ 2019. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	42	35	22	5	1	14	2	-	
			喀痰塗抹陽性	総数	16	16	10	5	-	5	-	-
				初回治療	15	16	10	5	-	5	-	-
				再治療	1	0	0	-	-	-	-	-
			その他菌陽性	20	16	11	-	1	8	2	-	
		菌陰性他	6	3	1	-	-	1	-	-		
活動性肺外結核	7	11	7	1	2	3	1	-				
潜在性結核感染症（別掲）				29	19	25	0	5	20	0	0	

年齢階級別結核登録者数 (表 2-2)

			年 齢												
			総数	0-4	5-9	10-14	15-19	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70-		
登録者総数			103	1	-	-	-	5	9	11	12	10	55		
登録患者数 (2019. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	18	-	-	-	-	1	-	2	4	1	10	
		喀痰塗抹陽性	総数	9	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	7
			初回治療	9	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	7
			再治療	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			その他菌陽性	8	-	-	-	-	1	-	-	4	1	2	
		菌陰性他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	
		活動性肺外結核	5	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	4	
	不活動性結核	80	1	-	-	-	3	9	9	8	9	9	41		
不明	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
潜在性結核感染症 (別掲)			27	1	-	1	-	2	-	5	6	7	5		
新登録者総数			29	-	-	-	-	1	-	3	4	1	20		
新登録患者数 (2019. 1. 1~ ~2019. 12. 31)	活動性結核	活動性肺結核	総数	22	-	-	-	-	-	-	2	4	1	15	
		喀痰塗抹陽性	総数	10	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	8
			初回治療	10	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	8
			再治療	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
			その他菌陽性	11	-	-	-	-	-	-	-	4	1	6	
	菌陰性他	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1		
活動性肺外結核	7	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	5			
潜在性結核感染症 (別掲)			25	1	-	1	-	1	-	4	7	5	6		

(2) 結核患者に対する医療等に関わる診査

次の事項に関わる審議等を行うため、感染症の診査に関する協議会を定例で月 2 回、開催している。また、感染症法第 20 条に基づく入院勧告が必要な場合で定例会に間に合わないときには、その都度、緊急会を開催している。

ア 感染症法 18 条第 1 項による感染症のまん延を防止するため必要がある場合の就業制限の通知に関すること

イ 感染症法第 19 条第 1 項によるまん延防止のための入院勧告の報告、同法第 20 条第 1 項による入院勧告及び同条第 4 項による入院勧告期間の延長に関すること

ウ 一般患者に対する結核医療費等の公費負担 (感染症法第 37 条の 2) に関すること

感染症の診査に関する協議会の状況（表 2-3）

年度	開催回数			就業制限通知件数			入院勧告及び 入院期間延長勧告 件数			感染症法第 37 条の 2 の 規定に基づく申請件数			
	定例 会	緊急 会	諮問	診査結果		諮問	診査結果		諮問	診査結果			
				適	不適		適	不適		適	不適	保留	
2017	39	24	15	40	40	-	44	44	-	109	109	-	-
2018	35	24	11	45	45	-	60	60	-	87	87	-	-
2019	31	23	8	38	38	-	65	65	-	68	68	-	-

（3）結核患者に対する療養支援

新たに結核登録のあった患者のうち、確実な治療終了にいたるまでに保健師等の支援が必要な者に対して、感染症法第 53 条の 14 に基づく DOTS（直接服薬確認療法）事業を実施している。

なお、保健師の結核患者に対する療養支援としての家庭訪問や電話・来所相談の実績については、後述の「8 保健師活動」のうち表 8-1 に記載。

（4）結核健康診断等の状況

感染症法第 17 条に基づき結核患者の家族及び関係者に対する健康診断を実施している。この健康診断の実施にあたり、必要に応じて説明会を開催している。

また、感染症法第 53 条の 2 第 3 項に基づき、胸部エックス線健康診断を実施している。この健診は、結核を早期に発見し及びそのまん延を防止するとともに、これを結核予防のための啓発の機会とし、もって市民の健康の保持及び増進に寄与するために実施することとなった。対象は、16 歳以上で町田市在住、在勤、在学者のうち胸部エックス線検査を受ける機会のない者で、保健所長が結核予防対策上必要であると認める者である。

結核健康診断等実施状況 (表 2-4)

	検査対象人数	検査内容						結核有所見		
		(延べ検査件数)	ツベルクリン反応検査	QFT検査	T-SPO T検査	エックス線直接撮影	喀痰検査	結核患者	潜在性結核感染症	要観察者
2017年度総数	433	455	13	27	197	218	0	1	5	11
2018年度総数	526	550	94	285	15	156	0	1	11	20
2019年度総数	351	399	4	225	9	161	0	0	14	8
定期外健診	291	339	0	225	9	101	0	0	14	8
患者家族健診	39	41	0	31	0	10	0	0	1	1
接触者健診	252	298	4	194	9	91	0	0	13	7
その他の健診	60	60	0	0	0	60	0	0	0	0
管理健診	32	32	0	0	0	32	0	0	0	0
胸部エックス線健診	28	28	0	0	0	28	0	0	0	0

3 エイズ・性感染症対策

HIV 感染症は、適切な治療によりエイズの発症を抑えることができることから、発症前の早期発見が重要である。早期発見につとめるとともに予防等に関する普及啓発活動にも力を入れている。

(1) エイズ相談・HIV抗体検査

保健所を会場に、月1回のHIV抗体検査と性感染症（梅毒、クラミジア、淋菌）検査を実施している。また、2018年度からHIV抗体迅速検査と梅毒検査を、駅前でアクセスの良い、町田市文化交流センターで年1回実施している。

エイズ相談状況 (表 3-1)

年度	相談件数								
	総 数			電 話			来 所		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2017	720	465	255	101	74	27	619	391	228
2018	725	467	258	129	95	34	596	372	224
2019	756	449	307	139	94	45	617	355	262

HIV抗体検査実施状況 (表 3-2)

年度	HIV抗体検査						性感染症検査								
	保健所			休日・迅速検査			梅毒血清検査			クラミジア抗体検査			淋菌検査		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2017	270	167	103	71	47	24	263	164	99	247	153	94	247	153	94
	(1)	(1)					(4)	(4)		(14)	(3)	(11)	(2)	153	(2)
2018	284	175	109	20	14	6	276	171	105	265	166	94	265	166	99
	(1)	(1)					(2)	(2)		(27)	(8)	(19)	(2)	166	(2)
2019	305	174	131	29	21	8	301	171	130	283	161	122	283	161	122
	(2)	(2)					(3)	(3)		(25)	(7)	(18)	(3)	(2)	(1)

※ () は陽性者数

(2) 普及啓発活動

市内大学と連携し、学生に対して、HIV・エイズ及び性感染症の感染予防等に関する正しい知識の普及啓発活動を行っている。

また、成人式（二十祭まちだ）において学生が作成した普及啓発ちらしを配布している。

隣接している相模原市とは市民の生活圏が重なっているため、検査希望者の利便性向上の観点から、両市で行っている検査日程等を互いに周知している。

4 各種健診・検査

(1) ウイルス肝炎相談・検査

予防や検査、療養に関する普及啓発活動、電話及び来所による健康相談、肝炎ウイルス検査及び陽性と判定された方への治療勧奨等を実施している。

(肝炎ウイルス検査の、40歳以上の市民は表 5-10 参照)

ウイルス肝炎検査実施状況 (表 4-1)

年度	B型・C型肝炎 両ウイルス検査受診者数			B型肝炎ウイルス 検査受診者数			C型肝炎ウイルス 検査受診者数		
	総数	男	女	総数	男	女	総数	男	女
2017	7(1)	3	4(1)	1	1	-	-	-	-
2018	14	7	7	-	-	-	-	-	-
2019	7	2	5	-	-	-	-	-	-

※ () 内はB型肝炎ウイルス陽性者数

(2) エックス線検査

感染症法に基づき健康診断に伴うエックス線検査を行っている。

(実施状況は、表 2-4 を参照。)

(3) 風しん抗体検査

19歳以上の町田市民で、1. 妊娠を予定または希望する女性 2. 1. の配偶者等同居者 3. 妊婦の配偶者等同居者を対象(昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を除く)のうち、1. 過去に風しん抗体検査を受けたことがある方 2. 明らかに予防接種記録のある方 3. 検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方を除いた方に、市内の指定医療機関にて風しん抗体検査費用の助成を実施している。

風しん校庭検査実施状況 (表 4-2)

年度	受診者数	低抗体価者数
2017	297	96
2018	1558	513
2019	772	281

(4) 風しんの追加的対策に係る抗体検査

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性を対象に、全国の指定医療機関で風しん抗体検査を実施している。※2019年度～2021年度の3年度間に限り実施

風しんの追加的対策に係る抗体検査実施状況 (表 4-3)

年度	受診者数
2019	3,797

5 医療費助成制度

長期の療養又は多額の医療費を必要とする下記疾病等について、患者本人及びその家族の経済的負担を軽減するため、医療費の助成を行っている。

(1) 医療費助成制度

ア 結核医療（一般医療）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者以外の患者（通院患者、結核以外の疾患による入院患者など）に対し、承認された結核医療の費用について、自己負担が5%になるよう助成する。

イ 結核医療（入院勧告又は入院措置）

入院勧告又は入院措置により入院した結核患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の所得税総額により、一部自己負担がある。

ウ 自立支援医療（育成医療）

身体上の障がいを有し、手術等により確実な治療効果が期待できる方のうち、18歳未満で、世帯の住民税額が一定額未満又は障がい重度かつ継続の方に対し、承認された医療機関の医療費の自己負担分から、一部負担金及び食事療養標準負担額を控除した額を助成する。

エ 療育給付

結核に罹患し、入院を必要とする満18歳未満の患者に対し、入院医療に要する費用の助成を行うとともに、学習及び療養生活等に必要な物品を現物支給する。なお、入院先が指定療育機関であるときにこの助成を受けられる。

オ 養育医療

出生時体重が2,000g以下又は生活力が特に薄弱であって、一定の症状を示す方に対し、入院医療に要する費用を負担する。なお、世帯員の住民税額により一部自己負担があるが、その分は乳幼児医療費助成制度で助成している。

カ 感染症医療

感染症法の一類感染症、二類感染症（結核を除く）、新型インフルエンザ等感染症、新感染症又は指定感染症のため、入院勧告又は入院措置により入院した患者に対し、入院から退院までの医療費を助成する。なお、世帯員の所得税総額により、一部自己負担がある。

キ 大気汚染関連疾病

気管支ぜん息及びその続発症（18歳未満は、慢性気管支炎、ぜん息性気管支炎、肺気しゅ及びそれらの続発症も含む。）にり患し、東京都内に引続き1年以上住所を有し、喫煙をしていない方で、医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方に対し、認定疾病にかかる医療に関する給付について、その自己負担分を助成する。ただし、他の法令等による給付により自己負担が生じない方を除く。

なお、2015年4月1日に制度改正があり、18歳以上の新規認定が廃止された。これにより、18歳以上は、2014年度までの認定者（2015年3月31日までに申請し、認定された方）の更新申請のみが認められることになった。また、生年月日が1997年4月1日以前の方については、2018年4月1日以降の診療分から、認定された疾病に対する保険診療の窓口支払額のうち、月額6,000円までが自己負担となった。

ク 妊娠高血圧症候群等

妊娠高血圧症候群及びその関連疾病等に該当し、前年分の所得税総額が3万円以下の世帯に属する方又は入院見込み期間が26日以上の方で、医療保険等各法により医療に関する給付を受けている方に対し、認定された疾病の医療給付にかかる自己負担分を助成する。

ただし、生活保護受給者等他の法令等の給付により自己負担が生じない方を除く。また、食事療養標準負担額は除く。

ケ 光化学スモッグ障がい者医療申請等受付業務

東京都内に住所を有する方で、東京都の区域内において、光化学スモッグの影響によると思われる健康障がいを受けた方のうち、入院治療を要した方で、医療保険に加入している方について、認定された被害に係る医療に関する自己負担額を助成する。

なお、2018年度新規の届出は0件となっている。

コ 石綿健康被害者認定申請等の受付業務

石綿が原因で、労働者災害補償法等で補償されない中皮腫や肺がん、著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜肥厚の健康被害を受けられて療養中の方、これらの疾病に起因して死亡した方のご遺族に対し、医療費等の救済給付を支給する。

サ 骨髄移植ドナー支援事業助成金の交付

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄・末梢血管細胞を提供された方、及びその方が勤務する事業所に対し、助成金を交付する。2016年から助成を開始し、2018年度は1件、2019年度は7件（本人5件、事業所2件）となっている。

(2) 医療費公費負担・助成・給付認定数

医療費助成の実績は以下のとおりである。

疾病別医療費公費負担・助成・給付認定数（表 5-1）

疾 病 名	2017 年度	2018 年度			2019 年度		
	認定件数	申請 件数	認定 件数	レセプト 請求件数 (のべ件 数)	申請 件数	認定 件数	レセプト 請求件数 (のべ件 数)
総 数	1,558	1,097	1,096	919	170	170	803
結核医療	164	132	132	643	82	82	575
一般患者(感染症法 37 条の 2)	109	87	87	592	68	68	538
入院勧告(感染症法 37 条)	55	45	45	51	14	14	37 ※2
自立支援医療(育成医療)	14	17	17	62	16	16	60
療育給付	0	0	0	-	0	0	0
養育医療	83	75	75	211	69	69	165
感染症医療	0	0	0	-	0	0	- ※3
大気汚染関連疾病	1,295	871	871	-	0	0	-
慢性気管支炎	0	0	0	-			
気管支ぜん息	1,295	871	871	-			
ぜん息性気管支炎	0	0	0	-			
肺気しゅ	0	0	0	-			
四種疾病の続発症	0	0	0	-			
妊娠高血圧症候群等	2	1	1	3	3	3	3
光化学スモッグ障がい者医療	0	0	0	-	0	0	-
石綿健康被害救済給付 ※1	-	1	-	-	-	-	-

※1 石綿健康被害救済給付の認定は、独立行政法人環境再生保全機構で行なっている

※2 1人再勧告がいたため、勧告人数より1人多い

※3 コロナについて、3月時点では申請をもらっていなかった。4月以降申請があったので2020年度に計上。レセプトは2ヶ月遅れで来るので2020年度から発生する

6 精神保健福祉

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、「精神保健福祉法」という。）」に基づき、精神保健福祉センター、福祉事務所、医療機関、社会福祉施設、社会復帰施設などの関係機関との緊密な連携の下、精神障がい者の早期発見及び早期治療を促し、その社会復帰、地域生活の継続を支援している。特に、未治療・治療中断で医療につながりにくい困難事例や、薬物依存などの嗜癖問題、思春期相談などの専門的な対応に取り組んでいる。また、関係機関の技術の向上の支援を行うとともに、地域住民の精神保健の向上を図っている。

(1) 管内概況

ア 医療保護入院届出数

年度		2017	2018	2019	
総数		812	839	817	
内訳	症状性を含む 器質性精神障害	小計	437	469	444
		認知	417	452	426
		認知以外	20	17	18
	精神作用物質使用による 精神及び行動の障害	小計	17	29	17
		アルコール使用	11	26	13
		薬物使用	1	0	2
		その他の使用	5	3	2
	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害		235	250	258
	気分（感情）障害		108	64	69
	神経症性障害、ストレス関連障害等		5	4	4
	成人の人格及び行動の障害		3	0	1
	知的障害（精神遅滞）		5	18	23
	その他の精神障害		2	3	0
	てんかん		0	0	0
その他		0	2	1	

イ 精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請または通報受理数

精神障がいのため、自身を傷つけ、又は、他人に害を与えるおそれのある場合には、警察官等から保健所に通報が行われる。これを受理し、東京都に経由事務として連絡することとなっている。その後、東京都が必要に応じ診察・入院の決定を行っている。

精神保健福祉法に基づく診察及び保護の申請または通報受理件数（表 6-2）

年度	総数	第 22 条 (一般人の申請)	第 23 条 (警察官の通報)	第 26 条の 2 (精神病院管理者の届出)
2017	59	-	59	-
2018	60	-	60	-
2019	83	-	83	-

(2) 個別支援活動

ア 精神保健福祉相談・訪問指導（保健師による）

保健師が面接及び電話による相談を随時行っている。また、必要に応じ、家庭等に訪問して生活環境や本人・家族の状況を把握し、相談・指導を行っている。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（保健師による）（表 6-3）

年度		2017	2018	2019	
精神保健福祉相談 (訪問以外の面接・電話相談等)	実人員				
	内訳	延べ人員	4,544	5,192	5,379
		社会復帰	135	366	288
		老人精神保健	50	127	117
		アルコール	96	236	152
		薬物等	62	37	44
		児童・思春期	607	706	543
		心の健康づくり	333	397	586
		一般精神保健	3,261	3,323	3,649
精神保健福祉訪問指導	実人員		368	431	528
	内訳	延べ人員	1,246	1,332	1,351
		社会復帰	5	9	24
		老人精神保健	23	34	19
		アルコール	66	57	23
		薬物等	15	10	4
		児童・思春期	147	168	119
		心の健康づくり	85	91	101
		一般精神保健	905	963	1,061

※一般相談は、摂食障害、てんかん、その他を含む

イ 精神保健福祉相談・訪問指導（専門医による）

精神障がいを早期に発見し、適切な治療を受けられるよう専門医による相談を行っている。また、関係機関支援の一環としての相談役も担っている。2019年度は一般相談、酒害相談を月1~2回、思春期相談を隔月で回行った。

精神保健福祉相談・訪問指導状況（専門医による）（表 6-4）

年度		2017	2018	2019	
精神保健福祉相談	実施回数	38	33	39	
	実人員	60	44	33	
	内 訳	延べ人員	65	48	40
		社会復帰	2	1	-
		老人精神保健	1	1	-
		アルコール	3	5	1
		薬物依存	-	-	-
		児童・思春期	15	9	8
		心の健康づくり	-	-	1
		一般精神保健	44	32	30
精神保健福祉訪問指導	実施回数	3	3	5	
	実人員	3	3	12	
	内 訳	延べ人員	3	3	12
		社会復帰	-	-	-
		老人精神保健	-	-	-
		アルコール	-	-	-
		薬物依存	-	-	-
		児童・思春期	1	1	-
		心の健康づくり	-	-	-
		一般精神保健	2	2	12

※ここでの「一般精神保健」では、その多くが未治療・医療中断ケースであり、警察官通報で把握したケースも含まれている

ウ ひきこもり相談員による相談

年 度	ひきこもり 相談員数	実施回数	実人員 (訪問・面接)	延人員	
				訪問	面接
2017	4	117	29	48	63
2018	3	115	33	60	119
2019	3	98	40	49	130

エ 専門グループワーク

思春期のひきこもりに関する相談の増加に伴い、ひきこもりの子をもつ親を対象としたグループワーク（略称 思春期親グループ）及びひきこもりの状態にある本人を対象としたグループワーク（略称 本人グループ）を行っている。

本人グループ実施状況 (表 6-6)

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2017	44	6	169
2018	44	6	183
2019	42	6	174

思春期親グループ実施状況 (表 6-7)

年 度	年間実施回数	参加者数	
		実参加者	延べ参加者
2017	11	6	42
2018	11	7	34
2019	10	5	25

オ 精神障がい者社会適応訓練事業

個人や企業などの協力事業所に委託して社会生活への適応や就業に向けて必要な訓練を行う事業である。2019年度の事業利用者はいなかった。

カ ケースカンファレンス

精神障がい者に係わる保健・医療・福祉等の関係者と複雑困難事例に対してケースカンファレンスを開催し、個別ケア支援の充実を図っている。

ケースカンファレンス実施状況 (表 6-8)

テ ー マ	回数	参加人員	参加者
医療中断・未治療等を含む一般精神保健	88	686	保健医療福祉関係者等
虐待等を含む児童思春期精神保健	11	93	保健医療福祉及び学校教育関係者等
アルコール問題等を含む酒害・薬物精神保健	1	6	保健医療福祉関係者等
その他	102	853	保健医療福祉関係者等
総 計	202	1,638	

(3) 普及啓発活動

ア 精神保健福祉講演会開催状況

精神疾患・精神障がいについての知識を普及し、住民の理解を得るために、講演会を主催するとともに、他機関や住民組織からの依頼に応じて、職員を派遣している。また、ホームページや「みんなの健康だより」を活用して、精神保健に関する情報提供を行っている。

講演会・健康教育の実施状況 (表 6-9)

月 日	テ ー マ	参加人員	対 象 者
5 月 14 日	保健所における精神業務について	17	さるびあ会会員
7 月 30 日	保健所保健師の役割と業務内容	15	障がい者支援センター職員
11 月 19 日	事例を通じて支援者を知る、つながる	108	堺第 2 地域ケア推進会議参加者

(4) 地域支援体制の整備

ア 地域精神保健連絡協議会・専門部会

地域精神保健福祉活動を総合的かつ効果的に推進するため、地域精神保健福祉連絡協議会と専門部会を設置し、管轄内の課題を協議している。

会議実施状況 (表 6-10)

月 日	会議名	議題	参加者数
12 月 19 日	地域精神保健福祉連絡協議会専門部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 ①保健所における精神科医療機関連携について (アンケート結果報告) ②精神科医療機関聞き取り調査 (報告) ③23 条通報の検討結果とその後 (報告) ④個別事例検討 「措置入院を繰り返している事例」 「措置入院後地域支援を継続している事例」 	12
2020 年 2 月 13 日	地域精神保健福祉連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議事 ①町田市精神保健福祉事業について <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健所における精神保健福祉事業について ・ 障がい福祉課における精神保健福祉事業について ②町田市地域精神保健福祉連絡協議会専門部会報告 ③東京都における措置入院者退院後支援ガイドラインについて 	17

イ 精神保健にかかる連絡会

精神保健に係る障がい福祉課との連絡会を定期的に行っている。

会議実施状況（表 6-11）

月日	内容	参加機関	参加者数
7月4日	・障がい福祉課、保健予防課の業務について ・意見交換等	地域福祉部障がい福祉課 保健所保健予防課	9
2020年 1月20日	・障がい福祉課、保健予防課の業務について ・意見交換等	地域福祉部障がい福祉課 保健所保健予防課	7

ウ ひきこもりネットワーク会議

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援の関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を構築していくためにひきこもりネットワーク会議を開催している。

ひきこもりネットワーク会議の実施状況（表 6-12）

月日	内容	参加機関数
7月2日	・今年度のネットワーク会議について ・事業内容共有シートの更新	16
2020年 1月7日	・事業内容共有シートの共有 ・事例検討 就労グループから提出	18

エ ひきこもりネットワーク会議代表者会

保健福祉、教育、就労、医療分野、当事者支援機関の代表者との打合せ会を実施し、ネットワーク会議の内容検討等を行っている。

ひきこもりネットワーク会議代表会の実施状況（表 6-13）

月日	内容	参加機関数
6月4日	・今年度の会議内容について	4
2020年 2月18日	・次年度計画	4

7 難病対策

難病は、原因不明で治療方法が未確立であり、かつ長期の療養生活が必要となるため、患者及び家族は、疾病の特殊性から医療面、経済面、生活面等に様々な問題を抱えている。そのため「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、「難病患者療養支援事業」として、保健師等による訪問指導等を実施し、医療・福祉との連携のもと、安心安全な療養生活の支援を行っている。

2013年4月1日より「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」になり、障がい者の定義に難病が追加された。また2015年1月1日に「難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号、以下難病法）」が施行され、難病について、「原因不明、治療法未確立、希少性の高い疾患で長期療養を必要とする疾患」と定義された。

(1) 個別支援活動

ア 訪問等相談

保健師等が在宅難病患者や家族に対して、療養上の問題や介護負担などの相談を受け、必要に応じ家庭訪問等を行っている。

特殊疾病対策事業訪問等相談実施状況 (表 7-1)

年度	総数	相談件数				関係機関連絡
		家庭訪問	所内相談	電話相談	その他の相談	
2017年度総数	1,200	271	22	312	15	580
2018年度総数	1,268	289	27	300	21	631
2019年度総数	1,071	236	29	343	10	453
保健師	1,070	235	29	343	10	453
作業療法士	1	1	—	—	—	—
歯科衛生士	—	—	—	—	—	—
その他	—	—	—	—	—	—

イ 在宅療養支援計画策定・評価事業

在宅難病患者（医療処置を必要とする者等）に対し、個々の実態に応じた保健医療福祉の連携による総合的な在宅療養支援を効果的に行うため、在宅療養支援計画策定・評価会議を開催している。支援計画に基づく療養支援の評価に加え、在宅難病患者のうち24時間人工呼吸器使用者に対して、災害時個別支援計画を策定し、更なるケアの質の確保に努めている。

在宅療養支援計画策定・評価会議開催状況 (表 7-2)

年度	回数	報告検討事例の件数	参加者総数
2017	4	17	59
2018	4	15	63
2019	4	6	80

ウ 医療機器貸与事業及び訪問看護

難病患者とその家族の療養環境の充実と安定した生活の確保を図ることを目的として在宅療養難病患者に対して、吸引器及び吸入器を貸与するとともに、必要に応じて訪問看護を行っている。なお、2019年度の本事業の新規申請はなかった。

保健師と訪問看護師による日常的な連絡調整・相談、支援状況の共有や課題の検討等を行っている。

医療機器貸与実施状況 (表 7-3)

年度	貸与患者数	機器の種類		訪問看護 導入患者数	訪問回数
		吸引器	吸入器		
2017	6	6	2	3	138
2018	6	6	2	3	145
2019	5	5	2	2	96

エ 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護

在宅で人工呼吸器を使用する難病患者に対し、訪問看護を実施することにより患者の療養環境整備等を行っている。診療報酬による算定とは別に訪問看護を実施する訪問看護ステーション等と委託契約を締結し、主治医の指示書に基づき、訪問看護を実施する。2019年度の利用は4件となっている。

オ 在宅難病患者一時入院制度のコーディネート

在宅難病患者の安定した療養生活を確保するため、介護者の疾病や事故等により、一時的に介護が困難になった場合に、一時的に入院を受け入れる制度で、都内に15病院、20床が確保されている。期間は原則として1回30日、年間90日までである。(2020年3月31日現在)

一時入院制度利用状況 (表 7-4)

年 度	利用者数	利用延日数
2017	3	94
2018	1	30
2019	1	59

(2) 普及啓発活動

ア 難病講演会

療養者・家族が疾病について正しい理解を持ち療養生活が送れること、また、地域の支援関係者が疾病の正しい理解を深め、質の高い療養支援を提供できることを目的として専門医等による講演会を開催している。

難病講演会実施状況 (表 7-5)

年度	月 日	実施場所	内 容	対 象 者	参加者数
2017	10月4日	健康福社会館	筋ジストロフィー患者・家族向け講座	筋ジストロフィー患者・家族	11
	2018年 1月30日	健康福社会館	地域でALS患者の在宅療養を支える	患者、家族、難病患者のケアに携わる保健医療福祉関係者等	89
2018	10月18日	健康福社会館	地域でALS患者の在宅療養を支える ～『精一杯、生きる』を支えるために～	難病患者のケアに従事する 保健医療福祉関係者等	89
2019	10月31日	健康福社会館	ALSの患者と家族を支える 人のための講演会・交流会	市内ALS患者家族及び地域 支援者	67

(3) 在宅療養支援地域ケアネットワーク

難病対策を円滑に推進し、在宅難病患者の療養生活の支援するため、地域の支援機関とのネットワークの連携及び強化を目指している。

ア 町田市難病対策地域協議会

従来、町田市難病保健福祉調整会議を開催してきたが、2019年度は法第32条による町田市難病対策地域協議会を設置した。在宅難病患者の療養生活を支援するため、医療機関、訪問看護ステーション、患者家族会等の関係機関との連携を深め、地域の課題を明らかにし、地域全体のケア体制の整備を図ることを目的として開催している。

2019年度は2020年2月20日に開催し、2018年度難病保健医療福祉調整会議（協議会準備会）で検討した「在宅人工呼吸器使用難病患者の災害対策」について協議を行った。

イ 訪問看護ステーション連絡会

在宅療養環境及び支援の質の向上を図るため、市内にある訪問看護ステーションの代表者が参加し情報共有を図る会議に、連携の一機関として参加している。

ウ 在宅難病患者訪問診療事業

東京都が東京都医師会に委託し、地区医師会ごとに、寝たきり等で通院が困難な在宅難病患者に対して適切な医療を確保するために、訪問診療を実施している。町田市医師会が訪問診療班(専門医・主治医等)を編成して訪問診療をしており、保健師は医師会からの依頼に基づき随時参加している。

8 保健師活動

保健・医療・福祉の住民ニーズは、多様化・複雑化かつ増大しており、健康増進・疾病予防から、治療・リハビリテーション・地域ケアなど、広範な地域保健支援活動が求められている。これらの課題に対応するため保健師は、感染症対策、結核対策、母子保健、成人保健、難病対策、精神保健等の事業企画・運営と個別支援活動を併行して行い、地域のネットワークづくりやケアシステムの構築を図っている。

また市民にとってより密着した地域保健活動の展開と感染症や震災発生時の対応の強化、新たな健康課題への対応等を充実していくことを目指している。

保健師の活動体制については地区担当制とし、市民や関係機関からの相談は、地区担当保健師が窓口となり対応している。また会議や健診等の事業は、係を超えた業務分担制で実施している。

(1) 市民の受療状況

市民は、神奈川県への交通の便が良いことから県域を越えて医療機関を利用していることが多い。

精神医療では市内に入院病床のある精神科病院が6箇所あるため神奈川県民の入院も多い。一方、難病医療においては市民が市外の医療機関を利用することが多い。特に神経系難病の在宅療養者は、人工呼吸器が必要になるなど、病状が進行してくると、専門医療機関がある神奈川県内の医療機関を利用する割合が高くなる。結核医療も、南多摩保健医療圏域外や神奈川県内の医療機関を利用している市民が多い。

(2) 個別支援活動

本人、家族、医療機関、福祉機関、教育機関などから相談や依頼のあった方、また結核・感染症などの発生届、医療費公費負担申請、その他各種健診・健康相談等で必要のある方に対して、個別支援活動を実施している。

保健師地区活動状況 (表 8-1)

年度	区分	対応件数	感染症	結核	エイズ	精神保健福祉	心身障害	長期療養児	生活習慣成人病等	難病	公害・アレルギー等	妊産婦	乳児	(内訳)			幼児	その他
														低体重児	新生児	一般乳児		
2017	家庭訪問	4,344	69	295	2	1,246	80	14	66	268	1	656	1,143	53	488	602	493	11
	所内相談	3,303	11	199	10	1,114	2	0	45	22	4	1,642	144	34	25	85	103	7
	電話相談	9,072	369	1,025	35	3,386	132	24	103	312	6	1,652	1,271	38	408	825	726	31
	文書その他の相談	587	67	200	4	44	3	0	0	15	0	73	123	0	62	61	52	6
	関係機関連絡	9,802	745	1,260	26	3,800	260	13	63	580	13	1,055	1,198	102	554	542	762	27
2018	家庭訪問	4,111	74	220	0	1,332	83	11	267	285	2	503	818	33	339	446	446	70
	所内相談	3,796	54	149	26	1,198	10	0	10	27	1	2,041	165	66	10	87	104	13
	電話相談	10,313	736	900	129	3,883	143	19	101	300	25	1,787	1,366	70	558	738	673	251
	文書その他の相談	711	129	201	3	111	34	0	0	21	0	53	124	3	30	91	30	5
	関係機関連絡	10,635	1,161	1,110	1	3,702	484	45	25	631	20	1,494	1,148	69	446	633	758	56
2019	家庭訪問	3,970	75	156	2	1,351	70	20	18	235	8	563	917	46	351	520	454	101
	所内相談	4,015	146	117	646	1,285	5	2	35	29	7	1,498	135	43	32	60	82	28
	電話相談	11,325	1,646	985	139	4,061	115	51	104	343	23	1,656	1,308	114	543	651	716	178
	文書その他の相談	634	116	165	19	43	12	0	3	10	0	159	75	0	23	52	31	1
	関係機関連絡	10,158	1,438	1,336	22	3,352	404	124	21	453	0	1,062	1,134	169	483	482	730	82

保健師地区活動状況 (表 8-2)

年度	区分	再掲1 虐待	内 訳			再 掲 2							
			児童	老人	その他	ひきこもり	発達障害	自殺企図	自殺者の遺族	犯罪被害者	近隣苦情	未治療	医療中断
2017	家庭訪問	84	65	2	17	215	33	14	3	0	56	44	75
	所内相談	35	19	1	15	333	42	15	0	0	27	41	23
	電話相談	33	13	2	18	255	132	21	0	2	106	40	265
	文書等	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1
	関係機関	195	155	2	38	220	137	38	8	0	267	31	366
2018	家庭訪問	50	33	4	13	166	68	10	6	0	30	32	49
	所内相談	37	7	3	27	278	84	6	0	0	13	24	43
	電話相談	25	15	2	8	222	133	10	1	0	110	115	183
	文書等	0	0	0	0	6	0	0	0	0	1	0	1
	関係機関	145	123	10	12	318	161	19	1	0	278	252	384
2019	家庭訪問	134	97	3	34	155	34	29	6	0	14	18	27
	所内相談	54	21	5	28	309	59	11	0	0	18	11	15
	電話相談	93	58	17	18	172	91	14	5	0	44	21	26
	文書等	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0
	関係機関	258	170	48	40	296	50	34	16	0	58	7	25

表 8-1 及び 8-2 において保健師の個別支援活動を家庭訪問・所内相談・電話相談・関係機関連絡ごとに示している。

地域保健活動の支援対象者は、当初、感染症や母子保健の相談として始まったとしても、背景に精神保健の課題があることが少なくない。警察、民生児童委員、学校関係者や市の窓口から紹介され、複数の関係機関の関わりが必要な困難事例が増えている。また、保健所に関係機関の調整を期待されることが多い。感染症や結核の対応においては、高齢者や社会的弱者、集団施設利用者など、多方面からの支援が必要な事例への対応も増えている。

今後の活動において保健・医療・福祉・教育などの関係機関との連携強化や調整が重要な課題である。

ア 個別支援活動における分野別の傾向等について

(ア) 精神保健福祉

未治療・医療中断や、思春期相談など専門的な相談を実施している。相談の特徴としては、以下の5点があげられる。

- ① 「ひきこもり」に関する相談
- ② 「発達障害」に関する相談
- ③ 未治療・医療中断に関する相談
- ④ 関係機関や近隣住民からの相談

精神疾患が起因すると思われる問題行動に困っているという相談がある。本人はもちろん家族も相談場面に積極的に登場しないことが多い。いかにその対象者にアプローチできるのかが課題である。

- ⑤ 複数の関係機関の関与

庁内関係部署や地域の民生児童委員など、すでに多くの関係機関がかかわっている事例が多い。

(イ) 児童・高齢者虐待の相談（表 8-2 を参照）

精神保健の立場から、当事者や家族への対応や、関係機関の相談支援を求められることが多いが、いずれの事例も単独機関では解決が困難であり、子ども家庭支援センター、児童相談所、高齢者支援センター、高齢者福祉課、障がい福祉課、医療機関など多くの機関が連携しながら支援を行っている。

(ウ) 難病対策

神経筋疾患の中でも特に在宅人工呼吸器装着などの医療依存度が高い療養者を支援することが多い。在宅療養生活における災害対策、主介護者の高齢化、病状進行に伴う様々な意思決定や療養環境調整など、支援にはそれぞれの状況に応じた個別性の高い相談対応が求められ、適宜障がい福祉サービスや介護保険サービスなど、関係機関との地域支援ネットワークを構築しながら支援を行っている。

(エ) 結核対策

結核患者の接触者を対象とした健康診断や相談を行っている。結核患者の年代は他自治体に比べて、20～40 歳代の割合が高い傾向にある。この世代は診断されるまでに学校や職場などで活動していることが多く、必要時職場などの健診も実施している。

また、結核治療は一定期間服薬を確実に継続することが重要である。治療中断や不規則な服薬は、病状悪化や感染拡大の可能性があるため、若年者や外国人など特にリスクの高い患者を中心に、関係機関と連携を図りながら、対象者に合わせた服薬や療養支援を行っている。

(オ) 感染症対策

発生届受理後、または集団感染の情報探知後、迅速に積極的疫学調査を行い、二次感染予防のための指導や対応を行っている。

(3) 保健・医療・福祉等関係機関との連携強化

地域特性や個別性を勘案し、様々な支援サービスを円滑かつ効率的に提供できるように、庁内関連部署及び市内外の保健・医療・福祉など、関係機関との連携を強化し、総合的な地域ケアの検討と調整を行っている（表 8-3）。

精神保健分野では、地域精神保健福祉連絡協議会・専門部会において、非自発的入院者の地域支援について、地域での現状や課題について共有を図り、検討を実施している。

難病保健分野では、2018 年度 協議会準備会を経て、2019 年度は難病対策地域協議会を設置した。市内外の医療機関、保健福祉等の地域支援機関、患者家族会などに参加を依頼し、在宅人工呼吸器使用難病患者の災害対策を主テーマとして協議を行った。

保健・医療・福祉等関係機関との連携会議参加状況（表 8-3）

分野	会議名	回数	主催者	内容
精神	町田市精神障害者さるびあ会総会	1	NPO 法人さるびあ会	情報交換
	障がい者雇用連絡会議	2	ハローワーク町田	情報交換・連携会議
	自殺対策推進市内連絡会	2	健康推進課	検討・連携会議
	高次脳機能障がい関係機関等連絡会	2	ひかり療育園	連携会議
	地域生活移行支援会議 圏域別会議	1	多摩総合精神保健福祉センター	情報交換・連携会議
	多摩地域市町村精神保健福祉担当者業務連絡会	1	多摩総合精神保健福祉センター	情報交換・連携会議
母子	子育て支援ネットワーク連絡会、地域ネットワーク会議	25	子ども家庭支援センター	情報交換
	配偶者からの暴力等担当者連絡会	1	男女平等推進センター	意見交換
	CAPS 合同会議	3	町田市医師会	意見交換
	東京都意見交換会(虐待防止に関する条例)	2	東京都	意見交換
重心	町田市医療的ケア児・重症心身障がい児支援協議会	5	子ども発達支援課	連携会議
難病	難病対策地域協議会	1	保健所	連携会議
	町田市訪問看護ステーション連絡会	3	町田市医師会	情報交換
感染症	感染症対策地域連携会議	2	市内医療機関	感染症対策
その他	看護部長会	1	町田市看護部長会	情報交換、研修会
	老人ホーム入所判定審査会	1	高齢者福祉課	認定審査
	町田市男女平等推進会議	1	市民協働推進課	情報交換、連携会議
	町田地区学校保健連絡会	0	東京都	情報交換、連携会議

9 健康づくり推進

(1) 健康づくり推進員

健康づくり推進員は、市と協力しながら「自分の健康は自分で守る」という意識の向上を図ること及び市民の自発的な健康づくり活動の推進と地域づくりを目指すため、時代にあわせて変化していく健康づくりの意味について、市とともに考えながら地域に根ざした協働活動を行っている。

健康づくり推進員の概要 (表 9-1)

設置根拠	町田市健康づくり推進員設置要領
対 象	主に町内会自治会から推薦を受けた方を市長が委嘱
人 数 (2020年3月 末日時点)	推薦団体数：121 (2017年度：138) 推進員数：162 (2018年度：257)
任 期	2年 (再選及び年度途中の交代可)

年間活動状況 (表 9-2)

行事	開催日	内容	参加者数
総会	5月20日	委嘱状交付式 健康づくり推進員活動紹介 2018年度活動計画 講演「健康づくりの秘訣」 講師：町田市保健所長	144
研修会	6月26日	「町トレで、上がる体力！つながる地域」 講師：理学療法士	87
	7月31日	地域の皆と共に、イキイキと自分らしく暮らす方法 ～Well-Being (幸せ・健康) のサイエンスから学ぼう～	72
情報共有会議	10月2日	各地区の活動状況に関する情報交換	11
実績共有会議	2020年 2月26日	各地区の活動実績に関する情報交換	10

※この他に、各地区（町田地区、南地区、鶴川地区、忠生地区、小山地区、相原地区）において、地区活動を行っている

10 食 育 推 進

食育基本法（第 18 条）に基づく市町村食育推進計画として、2019 年 3 月に策定した「第 2 次町田市食育推進計画」に基づき、広く食育を周知し、市民が食育に関心を持ち実践につながるよう、食育推進ネットワークを構築し、取り組んでいる。

(1) 町田市食育推進計画推進委員会

食や食育に関わる機関、団体及び学識経験者を構成員とする委員会で、食育推進事業について、専門的な立場から指導・助言をいただき協議を行っている。

町田市食育推進計画策定及び推進委員会実施状況 (表 10-1)

	年月日	内容
第 1 回	7 月 25 日	第 2 次町田市食育推進計画に基づく取組について
第 2 回	2020 年 2 月 10 日	次年度の食育活動について

(2) 町田市食育推進庁内連絡会

庁内関係部署を構成員とする連絡会で、食育推進事業の検討を行っている。

町田市食育推進庁内連絡会実施状況 (表 10-2)

	年月日	内容
第 1 回	5 月 22 日	(1) 第 2 次町田市食育推進計画について (2) 食育リーフレットの掲載内容について
第 2 回	10 月 17 日	第 2 次町田市食育推進計画に基づく取組内容について
第 3 回	2020 年 2 月 21 日	次年度の食育活動について

(3) 食育フェス

食育に関する情報や体験の場を提供することで、市民が食育に関心を持ち、実践につながることを目的としている。2019年度は“きいて！食べて！運動！みんなで楽しむ食と健康”をテーマに、庁内関係部署及び関係機関・団体等の協働により開催した。

食育フェス概要 (表 10-3)

開催日時	6月15日(土) 10時30分～14時15分
実施会場	健康福社会館
事務局	保健予防課保健栄養係
関係部署	保健予防課(歯科)、生活衛生課、子育て推進課、3R推進課、保健給食課
協力団体等	スポーツでつなぐまちだパートナーズ(コナミスポーツ株式会社) 第一生命株式会社、町田市食育ボランティア、町田地域活動栄養士会
開催内容	講演会、体験、試食、クイズ、測定、相談、展示等
来場者数	174名

食育フェス出展状況 (表 10-4)

ブース名	内容	出展者
食育講演会 冷凍王子直伝「時短」「食品ロス削減」のためのフリージング術	ベフロティ株式会社 冷凍生活アドバイザー西川剛史氏による「時短」「食品ロス削減」のための講演と試食	保健予防課
スポーツ教室 「自宅でできる！お手軽トレーニング」	コナミスポーツクラブ株式会社 中島慶太氏による自宅でできるトレーニングの紹介	スポーツでつなぐまちだパートナーズ
健康チェック 血管チェック・ストレスチェック	血管年齢測定やストレスチェック（自律神経測定）	第一生命株式会社
そのまんま料理カードによる食事チェック	料理カードを使用した栄養バランスチェック	町田地域活動栄養士会
かむかむガムテスト	ガムを噛んで噛む力を測定	保健予防課
食品ロスを減らそう	食品ロスや野菜に関するクイズラリー	3R 推進課
まめっ子くんゲーム	お箸を正しく持っているかをゲームで確認	町田市食育ボランティア
まちだすいとんの提供	町田の地域の味「まちだすいとん」を100限定で無料提供	保健予防課
学校給食展示	小学校・中学校給食の実物展示、レシピ配布等	保健給食課

(4) 食育講演会

市民を対象に、食育の周知と推進を図るため、食育フェスの一環として食育講演会を実施している。

食育講演会実施状況 (表 10-5)

テーマ	講師	参加人数
冷凍王子直伝「時短」「食品ロス削減」のためのフリージング術	冷凍生活アドバイザー	64

(5) 食育ボランティアによる共食の普及啓発

2015年、2016年に養成した第1期・第2期食育ボランティアが、食に関するイベントや地域からの依頼で行事食や食文化等の普及啓発活動を実施している。2019年度には第1期食育ボランティアを自主化した。また、第3期食育ボランティアの養成を行った。

食育ボランティア連絡会実施状況 (表 10-6)

日程	内容	参加人数
5月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・町田市ボランティア活動災害補償制度について ・今年度の活動予定について ・活動依頼について 	17
7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・食育ボランティア企画活動の検討について ・町田・健康と食を考えるつどいについて ・キラリ☆まちだ祭について 	8
11月19日	勉強会『食で！育む「まちづくり」～協働で紡ぐみんなが主役の食育活動～』 講師：すみだ食育 good ネット顧問	13
2020年 2月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・活動報告会について ・自主化検討会 	6
2020年 3月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・2020年度町田市食育ボランティアスケジュールについて ・第2期自主化ごの活動実施について ※新型コロナ感染症予防のため中止	/

食育ボランティア活動実績 (表 10-7)

日程	活動名	内容	場所	活動人数
6月15日	まちだ食育フェス	・まめつかみゲーム「まめっ子くん」	健康福祉会館	6
6月15日	まちだ食育フェス	・まちだすいとん調理実習	健康福祉会館	4
6月28日	子どもセンターまちにおける食育活動	・紙芝居の読み聞かせ	子どもセンター まあち	4
7月9日	生涯学習センターにおける食育活動	・まちだすいとん調理実習、クイズ	生涯学習センター	4
8月16日	ひかり療育園における食育活動	・まちだすいとん調理実習	ひかり療育園	3
9月2日	健康づくり推進員(町田地区)交流会における食育活動	・まちだすいとん調理実習	健康福祉会館	2
10月3日	まちだ・食と健康を考えるつどい	・まめつかみゲーム「まめっ子くん」・野菜クイズ	町田市民ホール	4
10月8日	まちだ名産品販売会における食育活動	・地産地消食育クイズ	町田市役所	2
11月9日	キラリ☆まちだ祭における食育活動	・クイズ「旬の野菜はどれでしょう」 ・アンケート調査	町田シバヒロ	4
11月10日	キラリ☆まちだ祭における食育活動	・クイズ「旬の野菜はどれでしょう」 ・アンケート調査	町田シバヒロ	4
12月15日	グランセリーナ自治会における食育活動	・まちだすいとん調理実習	グランセリーナ自治会	2
12月16日	まち☆ベジ市における食育活動	・この野菜な〜んだゲーム ・アンケート調査	町田市役所	2
2020年 1月22日	自主活動	・本格だしで味わう手打ちうどん	市民フォーラム	8
2月6日	健康づくり推進員(小山地区)交流会における食育活動	・まちだすいとん調理実習	小山市民センター	3
2月8日	さんあーる広場における食育活動	・乾パンDEおしるこ調理	町田シバヒロ	1
2月17日	まち☆ベジ市における食育活動	・食べ物もの知りクイズ	町田市役所	3

(6) 食育ツーリズムの推進

親子が共に食や生産者にふれる機会を増やし、食育に関心を持つことや食に対する感謝の心を育むことを目的に、農業と商業の協働による取組を「食育ツーリズム」として実施している。

食育ツーリズム実施状況 (表 10-8)

開催日	参加人数	実施場所	内容
7月31日	25 (大人11 子ども 14)	南町田ブルーベリー園、 イタリアン「ルーチェ」	野菜・ブルーベリーの収穫体験、イタリアン「ルーチェ」にてパスタ及びピザ作り
1月18日	23 (大人12 子ども 11)	北島牧場、東京みるく 工房ぴゅあ、忠生市民 センター	北島牧場にて搾乳体験、東京みるく工房の見学(バター作り)、忠生市民センターにて独逸屋の店主によるソーセージの調理実習

(7) 6月の「食育月間」、毎月19日の「食育の日」の食育活動の強化

6月の「食育月間」や毎月19日の「食育の日」にあわせ、主食・主菜・副菜をそろえて食べる機会や、野菜摂取量の増加に向けた食育活動を強化している。

6月の食育月間、毎月19日の「食育の日」の食育活動の実施状況 (表 10-9)

	実施日	内容	実施場所
6月の「食育月間」	①6月3日～6月28日 ②6月20日 ③6月13日～7月11日	①のぼり旗の掲示、パネル展示、リーフレットの配布 ②市庁舎食堂における「まちだすいとん」提供 ③町田市立中央図書館にて食育関連書籍の紹介	①②市庁舎食堂 ③町田市立中央図書館
毎月19日の「食育の日」	4月19日、6月19日、7月19日、8月19日、9月19日、11月19日、12月19日、2月19日、3月19日	①のぼり旗の掲示、パネル展示、リーフレットの配布 ②主食・主菜・副菜を揃えたメニューの提供	市庁舎 食堂

第3期食育ボランティア養成講座（表 10-10）

開催日	内容	講師	参加者数
10/11(金)	食育 ・食育とは（食育基本法、食育ガイド） ・町田市の食育とは（第2次町田市食育推進計画）	保健予防課 管理栄養士	15
	食育ボランティア ・食育ボランティア活動について ・グループワーク		
10/28(月)	共食 ・共食とは（概要） ・家庭や地域で共食を普及するためには	神奈川工科大学 教授	15
	食事マナー ・食事マナーとは（概要） ・食事マナーを習得することで得られる効果（コミュニケーション力、食べ物を大切にする心、健康への影響など）		
11/15(金) (必修)	食の安全（必修） ・食中毒予防 ・食品表示の見方	生活衛生課 食品衛生監視員	13
	噛むこと、口腔機能 ・よく噛むこと（噛ミング30） ・口腔機能について（8020運動） ・町田市の歯科衛生事業	保健予防課 歯科衛生士	
	食品ロスの削減について ・町田市の食品ロスの現状 ・食品ロス削減に向けた町田市の取組	3R 推進課	
12/5(木)	調理実習 ・まちだすいとんについて	保健予防課 管理栄養士	11
	・親子クッキング等の講師になる時の心得及び調理実習	東京家政学院大学 教授	
12/12(木)	行事食・食文化 ・伝統行事を伴う行事食とは（概要） ・一汁三菜、和食の良さ（概要）	合同会社 五穀豊穰代表	13
	今後の活動について ・食育ボランティア登録について ・今後の予定等	保健予防課 管理栄養士	

11 保 健 栄 養

健康増進法に基づき、国民健康・栄養調査、特定給食施設指導及び食品関連事業者支援等を行っている。また、関係部署や関係機関・団体と連携しながら食を通じた健康づくりを推進し、市民を取り巻く食環境の整備を図っている。

(1) 国民健康・栄養調査

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的として、毎年11月に厚生労働省が実施している調査で、調査内容は、身体状況（身長・体重・血液生化学検査等）、栄養摂取量及び生活習慣・運動の状況等である。

2019年度は、市内の1地区（三輪緑山）が該当であったため、医師、看護師、臨床検査技師、栄養士等による調査班を編成し実施した。

国民栄養調査実施状況 （表 11-1）

調査名		国民健康・栄養調査	
調査地区		三輪緑山	
調査対象	世帯	17	
実施	世帯	3	
	(再掲) 調査 項目別実施 人数	人数	5
		栄養摂取状況	4
		身体状況	5
		生活習慣	5

(2) 連携・調整

食に関わる関係者・関係団体のネットワークを形成し、ライフステージに応じた保健栄養事業を総合的に推進するため、栄養・食生活ネットワーク会議を開催している。

また、市内栄養士の連携・調整を図り、市民の食を通じた健康づくり及び栄養・食生活改善を効果的・効率的に推進するために、栄養業務連絡会を開催している。

関係機関との連絡調整会議の実施状況 (表 11-2)

項目	回数	延べ人数	内容等
栄養・食生活ネットワーク会議	2	30	第1回・講演：「行動を定着させるために必要なこと 野菜レシピ集を活用して野菜を食べよう」 講師：神奈川工科大学教授 第2回・野菜レシピ集（第3弾）を活用した取り組みの報告について
栄養業務連絡会	3	18	<ul style="list-style-type: none"> ・各部署における 2019 年度栄養事業について ・栄養士人材育成プランについて ・食生活改善普及運動について ・災害時の栄養・食生活支援について ・「みんなの健康だより」掲載内容について ・食に関するイベントの開催について

(3) 人材育成

市民の外出・中食の利用が拡大している中、飲食店等において調理業務に携わる方々が市民の食生活に果たす役割は大きい。そこで、調理従事者が栄養や食品衛生に係る知識を習得し、喫食者の健康づくりに配慮できるよう、研修会を開催している。

また、地域で健康づくりを推進するための重要な担い手である地域活動栄養士会（栄養士の資格を活かして、自主的に市民の食生活支援活動を行っている団体）に対し、最新の健康・栄養情報の提供、活動の支援等を行っている。

人材育成実施状況 (表 11-3)

項目	回数	延べ人員	内容等
健康づくり調理師研修会	1	11	講演と調理実習・試食 テーマ 『ムスリム観光客をおもてなし！～ハラール対応のいろは～』 講師 町田調理師専門学校 教員 基本講義 ハラルフード、ヴィーガン、グルテンフリー 実習献立 1 ワカメとみょうがのスープ 2 アチャール 3 ブリとエビとナスのカレー 4 チキンハンバーグトマトソース 5 森の茸のクリームコロッケ 6 イチゴのムース

(4) 特定給食施設等指導

健康増進法に基づく特定給食施設等は246施設(2020年3月末日)である。管理栄養士・栄養士の配置状況をみると、そのうち管理栄養士のみいる施設は61施設(24.8%)、管理栄養士・栄養士どちらもいる施設は53施設(21.5%)、栄養士のみいる施設は78施設(31.7%)、どちらも配置されていない施設は54施設(22.0%)である。健康増進法第21条第1項に基づく管理栄養士を置かなければならない施設は、病院6施設である。

これらの特定給食施設等に対して、利用者や家族の健康保持・増進を図ることを目的に、栄養・衛生管理の充実、栄養教育の推進等について各施設の状況に応じた指導を行っている。

給食施設数 (表 11-4)

総数	246
学校	59
病院	19
介護老人保健施設	5
老人福祉施設	31
児童福祉施設	81
社会福祉施設	12
事業所	14
寄宿舍	3
矯正施設	-
自衛隊	-
給食センター	-
その他	22

ア 指導状況

巡回(施設を個別に訪問して実地に指導を行う)や来所、電話等による個別指導及び栄養管理講習会、施設種類別給食連絡会等の集団指導を行っている。

栄養管理講習会では、給食施設の管理者、栄養士、調理師等を対象に、行政からの連絡や最新の健康・栄養情報の提供等を行っている。施設種類別連絡会では、各施設における栄養改善の取組の情報交換や研究活動等を行っている。

給食施設指導状況 (表 11-5)

年 度		2017			2018			2019					
区 分		個別指導延べ施設数	集団指導		個別指導延べ施設数	集団指導		個別指導延べ施設数	集団指導				
			(再掲)巡回指導	実施回数		延べ施設数	(再掲)巡回指導		実施回数	延べ施設数	(再掲)巡回指導	実施回数	延べ施設数
	総 数	667	41	25	526	499	51	25	575	485	53	17	408
特定給食施設	1回100食以上又は1日250食以上	380	27		331	279	24		352	287	26		253
	1回300食以上又は1日750食以上	77	1		64	91	13		72	62	6		40
給食施設 その他の	1回100食未満又は1日250食未満	210	13		131	129	14		151	136	2		115

栄養管理講習会実施状況 (表 11-6)

開催日	会場	テーマ	講師	参加施設数	参加人数
5月20日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	1 食品衛生に関する最新情報 2 栄養管理報告書について 3 栄養情報提供	保健所食品衛生監視員 保健所栄養指導員	25	26
5月27日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	1 食品衛生に関する最新情報 2 栄養管理報告書について 3 栄養情報提供	保健所食品衛生監視員 保健所栄養指導員	66	68
8月20日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	「授乳・離乳の支援ガイド」 (2019年版)について	相模女子大学栄養科学 部健康栄養学科教授	45	52
10月7日	町田市庁舎3 階災害対策室	「給食施設における災害対策 について」	日本女子大学家政学部 食物学科	58	61
2020年 1月27日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	「妊娠期から高齢期まで、ライ フステージごとの脂質の摂り 方について」	麻布大学生命・環境学 部教授	19	21
2020年 3月5日	町田市保健所 中町庁舎 講堂	「日本人の食摂取基準(2020年 版)の活用」 ※新型コロナウイルス感染症防止のた めに中止	女子栄養大学栄養学部 教授		

イ 給食研究会の育成・支援

給食の運営と技術の向上及び会員相互の親睦を図ることを目的に、市内の病院、高齢者施設等の給食施設からなる「町田集団給食研究会」が組織されている。講演会の開催や優良従業員の表彰等の事業を行い、本研究会の活動・運営を支援に努めている。

ウ 「東京都優良調理師に対する知事賞」及び「特定給食施設等栄養改善知事賞」推薦

市民の保健衛生に貢献した優良な調理師及び特定給食施設を都へ推薦し、公衆衛生の増進を図っている。

〔2019年度優良調理師知事賞〕 該当者なし

〔2019年度特定給食施設等栄養改善知事賞〕 なごみ第二保育園

(5) 食品関連事業者支援

生活習慣病予防の観点から、外食料理や加工食品等への栄養成分表示が求められている。飲食店等に対しては栄養成分等表示推進を、食品関連事業者等に対しては食品の栄養成分表示の相談を行っている。

ア 外食料理の栄養成分等表示推進

飲食店等において市民が望ましい食を選択し、健康づくりに役立てることができるよう、外食料理の栄養成分表示や食事バランスガイドによる表示の相談を行っている。

イ 食品の栄養成分表示の相談

食品関連事業者に対し、食品に栄養成分表示をする場合の表示方法及び虚偽誇大広告の禁止に係る相談を行っている。

食品関連事業者支援状況 (表 11-7)

年 度	区 分	業者指導件数	
		外食の栄養成分等表示	食品の栄養成分表示・虚偽誇大広告の禁止
2017	個別指導延べ施設数	-	43
	(再掲)巡回指導	-	-
	集団指導 実施回数	1	3
	延べ施設数	21	464
2018	個別指導延べ施設数	-	31
	(再掲)巡回指導	-	-
	集団指導 実施回数	1	2
	延べ施設数	15	399
2019	個別指導延べ施設数	-	59
	(再掲)巡回指導	-	-
	集団指導 実施回数	1	1
	延べ施設数	11	385

12 健康福祉会館事業

健康福祉会館は各種健診・健康教育・健康相談等の保健サービスの充実強化と、高齢者の生きがい教育と社会参加の推進、健やかに老いるための健康づくり等、健康で福祉につながる施策の推進や市民の自主的な健康づくりの拠点となることを目的とした健康、福祉の総合施設である。

(1) 講習室の貸出し

健康福祉会館4階の講習室は、市民の自主的な健康づくりの拠点として幅広く利用されている。

講習室の概要 (表 12-1)

面積	281.3 m ² (14.5m×19.4m)	
定員	250 人	
使用時間	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00
	夜間 17:30～22:00	
使用料金	(2019年9月まで) (2019年10月から)	
	午前 2,350 円	午前 2,390 円
	午後 3,100 円	午後 3,150 円
	夜間 3,100 円	夜間 3,150 円
	全日 8,550 円	全日 8,690 円
関連する法律・例規	町田市健康福祉会館条例 町田市健康福祉会館条例施行規則	
申込方法 その他	原則として使用する日の2か月前から当日まで受け付けている。 窓口申し込みのほか、利用者登録をしている団体は、施設案内予約システムによりインターネット等で申し込みできる。 公的機関が使用する場合の使用料金は、内容により免除	

講習室利用状況 (表 12-2)

月	開館日数	利用件数				利用者数			
		有料	使用料免除	保健所使用	合計	有料	使用料免除	保健所使用	合計
4月	29	48	8	4	60	1,440	824	83	2,347
5月	30	46	10	7	63	1,563	1,030	336	2,929
6月	29	46	11	12	69	1,460	717	614	2,791
7月	31	56	9	8	73	1,731	841	281	2,853
8月	30	50	6	6	62	1,492	398	161	2,051
9月	30	52	4	8	64	1,770	395	202	2,367
10月	30	49	8	9	66	1,585	440	318	2,343
11月	30	51	11	10	72	2,088	1,654	257	3,999
12月	26	47	5	7	59	1,486	300	196	1,982
1月	27	44	9	7	60	1,521	840	205	2,566
2月	27	46	5	11	62	1,440	242	439	2,121
3月	31	24	0	5	29	439	0	120	559
合計	350	559	86	94	739	18,015	7,681	3,212	28,908
月平均	29	47	7	8	62	1,501	640	268	2,409

年度別利用状況 (表 12-3)

年度	開館日数	講習室	
		件数	利用者数
2017	351	841	33,486
2018	349	775	29,807
2019	350	739	28,908

13 成人保健指導事業

成人を対象として、生活習慣病や寝たきりの予防及び健康づくりを目的に、各種講習会、教室、講座、相談を実施している。

(1) 栄養相談

疾病予防や健康増進を図ることを目的に、栄養士による個別相談を行っている。

相談の概要 (表 13-1)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
相談の内容	栄養士による個別相談 年 12 回 要事前申込
実施会場	健康福祉会館・町田市保健所中町庁舎
周知方法	保健予防課チラシ及び町田市ホームページに掲載 町田市成人健康診査実施医療機関から本人へ事業を紹介

※保健師による相談は、希望があれば相談可。

実施状況 (表 13-2)

年度	実施回数	相談者数
2017	12	115
2018	12	117
2019	12	78

(2) 健康教育

成人の健康づくり、生活習慣病予防を目的に、健康福祉会館や地区での集団健康教育（地区健康の集い等）を実施している。

地区健康の集い等の概要 (表 13-3)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	保健師等による講話等 地区組織や健康づくり推進員等の要望からテーマを決めて実施 テーマ:歯周疾患、骨粗しょう症、病態別（肥満・高血圧・心臓病等）、その他健康に関すること 他機関の要望にも対応
実施会場	各地区センター・集会所等

地区健康の集い等の実施状況 (表 13-4)

区分		回数	参加者数	地区組織による活動回数	
地区健康の集い	健康増進等	歯周疾患	10	314	高齢者福祉センター10回
		骨粗しょう症	0	0	
		病態別	0	0	
		一般	2	187	推進員 2
	がん	がん (乳・子宮がん)	0	0	
計		12	501		

(3) 脂質異常症予防講習会

脂質異常症の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

概要 (表 13-5)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 3 回実施 申込制 脂質異常症予防をテーマに実施 調理実習のみ食材料費として参加費 500 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-6)

区分	内容	対象	実施回数	参加者数
半日コース	保健師・栄養士講話 試食 グループワーク	74 歳以下の 市民	2	27
				32
2 日間コース	保健師・栄養士講話 グループワーク 調理実習 健康運動指導士講話・運動実技 個別相談 (希望者のみ)	64 歳以下の 市民	1	46
計			3	105

実施状況（表 13-7）

年度	実施回数	参加者数
2017	3	69
2018	3	47
2019	3	105

（4）糖尿病予防講習会

糖尿病の予防・改善を目的に、病態の必要な知識を学習し、健康の三要素（栄養・運動・休養）を見直すきっかけづくりとなる講習会を実施している。

概要（表 13-8）

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 糖尿病予防をテーマに実施 調理実習のみ食材料費として参加費 500 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容（表 13-9）

内容	対象	実施回数	参加者数
保健師・栄養士・歯科衛生士講話 健康運動指導士講話・運動実技	64 歳以下の市民	1	9
栄養士講話 調理実習	64 歳以下の市民	1	3

実施状況（表 13-10）

年度	実施回数	参加者数
2017	1	5
2018	1	12
2019	2	12

(5) 測定会

生活習慣の改善及び健康増進を図るためのきっかけづくりとなるよう、保健師・栄養士の講話と測定を実施している。

概要 (表 13-11)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 3 回実施 申込不要 自身の健康状態を振り返り、行動変容のきっかけをつくることを目的に実施
実施会場	健康福祉会館、子どもセンターつるっこ、子どもセンターただ ON
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-12)

内容	対象	回数	参加者数
血管年齢測定	前半の部：女性 後半の部：市民	3	40
骨の健康度測定			23
口の健康チェック			68
しこりチェッカー（乳がん啓発用）			
保健師・栄養士講話			
運動教室（実施 3 回のうち 1 回のみ）			
計			131

実施状況 (表 13-13)

年度	実施回数	参加者数
2017	3	66
2018	3	107
2019	3	131

(6) ヘルスアップクッキング

生活習慣病の予防・改善の動機づけとなるよう、テーマ別の調理実習を実施している。

概要 (表 13-14)

関連する 法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 3 回実施 申込制 食材料費として参加費 500 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-15)

内容	対象	回数	参加者数
デリ・惣菜を使ったアレンジレシピ	市民	1	11
減塩でもおいしい！秋の和食メニュー		1	21
冷凍野菜を活用してもう 1 品！		1	19
計		3	51

実施状況 (表 13-16)

年度	実施回数	参加者数
2017	2	20
2018	3	60
2019	3	51

(7) 親子クッキング

成人事業において介入の難しい子育て世代を対象に子どもと一緒に参加できる運動や調理実習などを行うことで、生活習慣病予防の意識づけとなるよう講習会を実施している。

概要 (表 13-17)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 申込制 保護者が健康を見直す機会をつくることを目的に実施 調理実習は、食材料費として参加費 500 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

概要 (表 13-18)

区分	内容	対象	回数	参加者数
おやつ作りと運動	FC 町田ゼルビア指導員による運動と子どもの身体を育てるおやつ作り	4 歳以上の未就学児とその保護者	1	22
調理実習	手作りナンと夏野菜ドライカレー	小学 1~3 年生のお子様とその保護者	1	25
計			2	47

実施内容 (表 13-19)

年度	実施回数	参加者数
2017	3	45
2018	2	57
2019	2	47

(8) 健康づくり講習会

早期からの生活習慣病予防を目的とし、個々のライフステージや健康度に応じた生活習慣や行動を定着させるための講習会を実施している。

概要 (表 13-20)

関連する法律・例規	健康増進法第 17 条
内容	年 2 回実施 64 歳までの市民を対象とし、若い世代からの健康づくりを促進するためのテーマで実施 食材料費として参加費 500 円を徴収
実施会場	健康福祉会館
周知方法	「広報まちだ」「町田市ホームページ」に掲載

実施内容 (表 13-21)

内容	対象	回数	延参加者数
2 日間のコース制 InBody 測定 保健師・栄養士講話 運動 調理実習	64 歳以下の市民	2	14 8
計			22

実施状況 (表 13-22)

年度	実施回数	延参加者数
2017	2	54
2018	2	21
2019	2	22

14 障がい者等歯科保健推進対策事業

障がい者等の口腔の健全を保ち、健康増進に寄与することを目的に、障がい者等に歯科相談、保健指導を行っている。

(1) 歯科相談・保健指導等実施状況（表 14-1）

年度	実施回数	訪問施設数	実施人数
2017	10	8	213
2018	11	9	234
2019	11	9	238

15 歯科口腔健康診査

歯周疾患等の予防と早期発見・早期治療を目的として、歯科口腔健康診査（問診、口腔内診査、予防指導）を実施している。

（1）事業の概要 （表 15-1）

対象者	実施日現在で 18～70 歳の方
関連する法律・例規	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申し込み 受診回数は年度内 1 回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、予防指導
一部負担金	400 円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、後期高齢者医療被保険者証・高齢受給者証・中国残留邦人等の支援給付受給証明書、妊婦無料クーポン券を持っている方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

（2）年齢別受診状況 （表 15-2）

年度	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
2017	1,735	214	447	1,074
2018	1,574	206	468	900
2019	1,555	198	477	880

（3）年度別受診状況 （表 15-3）

年齢	受診者数	異常なし	要指導者数	要精密検査者数
～19	24	6	7	11
20～24	92	17	27	48
25～29	162	20	43	99
30～34	279	37	76	166
35～39	199	24	50	125
40～44	141	26	44	71
45～49	136	16	50	70
50～54	113	12	47	54
55～59	92	13	28	51
60～64	110	10	38	62
65～69	172	14	57	101
70	35	3	10	22
合計	1,555	198	477	880

16 高齢者歯科口腔機能健診

高齢者歯科口腔機能健診を実施することにより、高齢者の口腔機能維持・向上及び全身の健康維持を図ることを目的とする。

問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、歯の清掃状況検査、嚥下機能評価・咀嚼機能評価と、症状に合わせた歯科保健指導（健口体操等）を行っている。

(1) 事業の概要 (表 16-1)

対象者	実施日現在で 71 歳以上の方
関連する法律・条例	健康増進法第 19 条、町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診期間	通年
受診方法	(公社)東京都町田市歯科医師会加入の指定医療機関へ直接申込み 受診回数は年度内 1 回
健診内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合せ、歯の清掃等の状況検査、嚥下機能評価、咀嚼能力評価と、症状に合わせた歯科保健指導(健口体操等)
一部負担金	500 円 ※ただし、生活保護受給世帯の方、市民税非課税世帯の方、中国残留邦人等の支援給付受給証明書を持参の方は無料
周知方法	「広報まちだ」及び町田市ホームページに掲載

(2) 年齢別受診人数 (表 16-2)

年度	71-74	75-79	80-84	85-89	90-	計
2017	134	212	143	70	8	567
2018	78	172	128	68	13	459
2019	128	190	114	64	21	517

(3) 年度別受診人数 (表 16-3)

年度	年齢別	異常なし	低リスク	中リスク	高リスク	受診者数
2017	71～74	83	10	27	14	134
	75～84	180	25	106	45	356
	85～	30	5	28	14	77
2018	71～74	48	6	20	4	78
	75～84	159	13	93	35	300
	85～	43	3	23	12	81
2019	71～74	85	8	28	7	128
	75～84	177	18	74	35	304
	85～	39	3	32	11	85

17 高齢者予防接種事業

予防接種法に基づき、インフルエンザ予防接種、肺炎球菌予防接種を実施している。また、インフルエンザ予防接種について、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会、稲城市医師会と契約し、南多摩五市相互乗入れを実施している。

(1) 接種の概要 (表 17-1)

○インフルエンザ：

- ・接種日現在、65歳以上の方
- ・接種日現在、60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方

○肺炎球菌：

- ・年度末年齢65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方(未接種者に限る)。
- ・年度末年齢60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障がいのある方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいのある方で接種を希望する方(未接種者に限る)

インフルエンザ	肺炎球菌
予防接種法第2条、第5条	予防接種法第2条、第5条
2019年10月7日～2020年1月31日	2019年4月1日～2020年3月31日
年度内に1回	一人につき1回
2,500円 ※ただし生活保護受給世帯、中国残留邦人等の支援給付受給証明書をお持ちの方は無料	各医療機関の料金から4,000円を引いた額
町田市医師会、八王子市医師会、日野市医師会、多摩市医師会及び稲城市医師会加入の実施医療機関で接種	町田市医師会加入の実施医療機関で接種

「広報まちだ」(インフルエンザのみ)、「町田市ホームページ」に掲載
各市民センター(インフルエンザのみ)・実施医療機関等にポスター掲示

肺炎球菌は上記に加え、年度末年齢が65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳以上の方に個別通知

(2) 年度別接種状況 (表 17-2)

年度	実施件数	
	インフルエンザ	肺炎球菌
2017	38,369	7,069
2018	39,895	5,931
2019	43,984	3,629

※インフルエンザは、南多摩五市相互乗り入れ分及び市内施設との契約分を含む

(3) 予防接種助成

指定介護老人福祉施設等に入所されている方に、接種料の一部または全部を助成している。

(4) 助成実施の概要 (表 17-3)

対象者	指定介護老人福祉施設等に入所し、市の委託外医療機関等でインフルエンザまたは肺炎球菌予防接種を受けた方	
	インフルエンザ	肺炎球菌
助成額	一般：2,500円 生活保護等：5,100円	4,000円
関連する法律・例規	町田市施設入所高齢者 予防接種助成金交付要綱	町田市施設入所高齢者 予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による	
周知方法	「広報まちだ」(インフルエンザのみ)、「町田市ホームページ」に掲載	

インフルエンザ年度別助成状況 (表 17-4)

年度	助成件数		
	一般	生保等	合計
2017	66	1	67
2018	68	0	68
2019	60	1	61

※2019年度は5施設と委託契約を結び、助成制度外で接種を実施した

肺炎球菌年度別助成状況 (表 17-5)

年度	助成件数
2017	10
2018	14
2019	13

18 予 防 接 種 事 業

(1) 定期予防接種

予防接種法に基づき、生後 2 か月から小学生までを原則とし、感染症の予防及びまん延の防止を図るため、定期予防接種を実施している。

接種の概要 (表 18-1)

対象者	定期予防接種対象者
関連する法律・例規	予防接種法第 2 条、第 5 条
実施種目	ヒブ、小児用肺炎球菌、B 型肝炎、 四種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風・ポリオ）、不活化ポリオ、 三種混合（百日せき・ジフテリア・破傷風）、BCG（結核）、 MR（麻しん風しん混合）、麻しん、風しん、水痘、日本脳炎、 二種混合（ジフテリア・破傷風）、HPV、風しん第 5 期
実施状況	個別予防接種 町田市医師会加入の指定医療機関で実施
周知方法	最初の接種機会時に、郵送による個別通知（HPVを除く） 町田市ホームページに掲載

接種種目と対象年齢 (表 18-2)

種目		回数	対象年齢
ヒブ		4回※	生後2か月以上5歳未満
小児用肺炎球菌		4回※	
B型肝炎		3回	1歳未満
四種混合 不活化ポリオ 三種混合	第1期	4回	生後3か月以上7歳6か月未満
BCG		1回	1歳未満
MR	第1期	1回	1歳以上2歳未満
麻しん 風しん	第2期	1回	小学校就学前の1年間(4月1日～翌年3月31日) いわゆる幼稚園児等の年長児
風しん	第5期	1回	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性
水痘		2回	1歳以上3歳未満
日本脳炎	第1期	3回	生後6か月以上7歳6か月未満
	第2期	1回	9歳以上13歳未満
	特例	1回～4回	2005年の積極的な勧奨差し控えにより機会を逃した ①2000年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、 20歳未満まで定期接種として無料で受けることが可能 ②2007年4月2日～2009年10月1日生まれの方は、 日本脳炎第2期の接種期間中に第1期分を無料で受けることが可能
二種混合	第2期	1回	11歳以上13歳未満
HPV		3回	小学校6年生から高校1年生までの女子

※開始年齢に応じて異なる

定期予防接種 対象年齢早見表 (表 18-3)

	2	3	5	7	8	9	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	
ヒブ 小児用肺炎球菌	[標準的な接種期間]												2か月～7か月未満で接種を開始する場合、4回接種を行う。(接種開始時期によって接種回数異なる。)										
B型肝炎	[標準的な接種期間]																						
BCG	[標準的な接種期間]																						
四種混合 不活化ポリオ 三種混合	[標準的な接種期間]												20日から56日(3～8週間)までの間隔において初回接種(3回)を行い、終了後12月に達したときから18月に達するまでの期間に追加接種(1回)を行う。										
MR 第1期	[標準的な接種期間]																						
水痘	[標準的な接種期間]												1歳以上1歳3か月未満で1回目の接種を行い、1回目終了後6か月から12か月未満の間隔において2回目の接種を行う。										

	6	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳						
日本脳炎	[標準的な接種期間]											※						※					
MR 第2期 麻しん第2期 風しん第2期	[標準的な接種期間]											[標準的な接種期間]						[標準的な接種期間]					
二種混合	[標準的な接種期間]											[標準的な接種期間]						[標準的な接種期間]					

※日本脳炎特例：2000年4月2日～2007年4月1日生まれの方は、20歳未満まで定期予防接種として無料で接種可能。2007年4月2日～2009年10月1日生まれの方は、日本脳炎第2期の接種期間中に第1期分を無料で受けることが可能。

	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	
HPV	[標準的な接種期間]											3回接種(ワクチンによって接種間隔が異なる。)					

	S37	S38	S39	S40	S41	S42	S43	S44	S45	S46	S47	S48	S49	S50	S51	S52	S53	S54
風しん第5期	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性																	

標準的な接種期間 定期的範囲 政令の範囲内にある特例実施年齢

接種者数の年次推移（表 18-4）

予防接種の種類			2017	2018	2019
三種混合	初回	1回目	—	0	0
		2回目	—	0	1
		3回目	—	0	1
	追加		—	1	0
	合計		—	1	2
二種混合		第2期	2,756	3,106	2,938
四種混合	初回	1回目	2,654	2,543	2,416
		2回目	2,679	2,629	2,567
		3回目	2,691	2,629	2,588
	追加		2,995	2,816	2,821
	合計		11,019	10,617	10,392
MR	第1期		2,797	2,758	2,647
	第2期		3,265	3,238	3,127
	合計		6,062	5,996	5,774
麻しん			—	—	—
風しん			—	—	—
風しん第5期			—	—	850
日本脳炎	第1期	1回目	2,962	3,537	3,077
		2回目	2,791	3,524	3,108
		追加	2,666	3,187	3,096
	第2期		2,357	3,466	3,345
	合計		10,776	13,714	12,626
日本脳炎(特例)	第1期	1回目	92	199	114
		2回目	95	217	135
		追加	307	468	314
	第2期		169	258	226
	合計		663	1,142	789
不活化ポリオ	初回	1回目	6	0	0
		2回目	15	2	0
		3回目	35	14	0
	追加		164	32	7
	合計		220	48	7
BCG			2,722	2,552	2,527
ヒブ	初回1回目		2,669	2,493	2,447
	初回2回目		2,664	2,547	2,461
	初回3回目		2,642	2,599	2,464
	追加		2,816	2,759	2,535
	合計		10,791	10,398	9,907
小児用肺炎球菌	初回1回目		2,678	2,494	2,460
	初回2回目		2,667	2,569	2,487
	初回3回目		2,646	2,602	2,533
	追加		2,820	2,729	2,678
	合計		10,811	10,394	10,158
B型肝炎	1回目		2,662	2,481	2,433
	2回目		2,667	2,540	2,464
	3回目		2,753	2,603	2,468
	合計		8,082	7,624	7,365
水痘	1回目		2,811	2,770	2,667
	2回目		2,812	2,684	2,680
	合計		5,623	5,454	5,347
HPV	1回目		18	37	102
	2回目		14	30	84
	3回目		8	20	57
	合計		40	87	243
合計			69,565	71,133	68,925

※相互乗入れ及び市外接種分（助成金対応）を除く

(2) 予防接種助成

里帰りなどの事情により、市外の医療機関で予防接種を受けた方に助成を実施している。

助成実施の概要 (表 18-5)

対象者	特別な事情等により、市外の医療機関で予防接種を受けた方
関連する法律・例規	町田市予防接種助成金交付要綱
交付方法	口座振込による
周知方法	個別通知を郵送、町田市ホームページに掲載

助成実施状況 (表 18-6)

年度	件数		
	2017	2018	2019
ヒブ	135	106	162
小児用肺炎球菌	135	107	161
B型肝炎	108	78	135
四種混合	95	72	123
三種混合	—	—	—
不活化ポリオ	—	—	—
B C G	11	15	21
MR	23	12	17
麻しん	—	—	—
風しん	—	—	—
水痘	29	16	27
日本脳炎	55	24	31
二種混合	8	2	1
HPV	—	3	1
合計	599	435	679

(3) 相互乗入れ

2015年度から八王子市、日野市、多摩市、稲城市と協定を締結し、南多摩保健医療圏五市相互乗入れを実施している。また、2018年度から相模原市と町田市の二市間において相互乗入れを開始した。

乗入状況（町田市民の他市での接種件数）（表 18-7-1）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	160	3	46	1	87
小児用肺炎球菌	166	3	49	1	88
B型肝炎	112	4	39	—	62
四種混合	175	1	54	1	86
三種混合	—	—	—	—	—
不活化ポリオ	1	—	1	—	—
B C G	41	—	12	1	23
MR	115	1	27	1	31
麻しん	—	—	—	—	—
風しん	—	—	—	—	—
水痘	93	1	29	2	38
日本脳炎	274	6	48	10	66
二種混合	79	—	6	1	7
HPV	5	—	1	—	—
合計	1,221	19	312	18	488

乗入状況（他市民の町田市での接種件数）（表 18-7-2）

乗入市	八王子市	日野市	多摩市	稲城市	相模原市
ヒブ	34	5	3	26	290
小児用肺炎球菌	34	6	3	25	301
B型肝炎	19	5	3	20	221
四種混合	40	4	4	23	315
三種混合	—	—	—	—	—
不活化ポリオ	—	—	—	—	—
B C G	9	1	1	5	76
MR	24	3	2	1	179
麻しん	—	—	—	—	—
風しん	—	—	—	—	—
水痘	33	3	3	3	168
日本脳炎	59	4	3	9	328
二種混合	2	—	—	—	48
HPV	—	—	—	—	1
合計	254	31	22	112	1,927

(4) 大人の風しん任意予防接種

風しんの流行及びそれに伴う胎児の先天性風しん症候群感染の防止対策として、風しんの任意予防接種への費用助成を実施している。

接種の概要 (表 18-8)

対象者	19歳以上の町田市民で、1. 妊娠を予定または希望する女性 2. 1. の配偶者等同居者 3. 妊婦の配偶者等同居者で、いずれかの条件を満たす方 ※昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性を除く
条件	①抗体検査事業の検査結果において低抗体者と判断された場合 ②妊婦健診で低抗体価であった女性が出産後に接種を受ける場合 ③自身で抗体検査を受けたケース等で低抗体価と確認できる場合 ※低抗体価：HI 抗体価：16倍以下、EIA 価：8.0未満
実施期間	2019年4月1日～2020年3月31日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載
自己負担	なし（無料）

年度別接種状況 (表 18-9)

年度	実施件数	
	風しん	MR
2017	134	106
2018	203	583
2019	15	443

(5) MRフォロー予防接種

MR 予防接種を定期の接種回数分受けていない方を対象に、任意予防接種としてフォロー接種を実施している。

接種の概要 (表 18-10)

対象者	①MR ワクチン第 1 期を受けたことがなく、第 2 期を迎える前の方 ②第 2 期の接種期間を経過した 19 歳未満の方で、MR ワクチンの接種回数が 2 回未満の方
接種回数	対象者①：1 回のみ 対象者②：MR 接種を 1 回受けたことがある場合、1 回のみ MR 接種を受けたことが無い場合、2 回まで
実施期間	2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日
実施場所	町田市医師会加入の指定医療機関
周知方法	町田市ホームページに掲載

年度別接種状況 (表 18-11)

年度	実施件数	
	第 1 期	第 2 期
2017	50	153
2018	135	406
2019	56	172

19 母子健康診査事業

母子保健法に基づき、妊産婦及び乳幼児を対象として、疾病や障がいの早期発見・早期治療を目的に、健康診査・保健指導等を実施している。

(1) 妊婦健康診査

ア 妊婦健康診査

妊婦健康診査は妊産婦及び乳児の死亡率の低下、流産・早産・死産の防止等を図るとともに、妊婦の健康管理を目的として実施している。必要な方には保健指導等も行っている。

健診の概要 (表 19-1)

対象者	妊婦	
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条 妊婦健康診査実施要領	
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市（2004 年 10 月から実施）、横浜市・川崎市・大和市等（2009 年 4 月から実施）近隣市の指定医療機関で個別に受診	
健診内容	妊婦健診 1 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査(糖、蛋白定性)、血液型、貧血、血糖、不規則抗体、HIV 抗体(2016 年度から実施)、梅毒血清反応検査、HBs 抗原検査、C 型肝炎(2017 年度までは 2～14 回目)、風疹抗体価検査
	妊婦健診 2～14 回目	問診、体重測定、血圧測定、尿検査、保健指導、選択検査(1 項目選択)：クラミジア抗原、経膈超音波、血糖、貧血、B 群溶連菌、NST、HTLV-1
	妊婦超音波検査	超音波検査
	妊婦子宮頸がん検診	子宮頸がん検診
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等	

受診状況 (表 19-2)

区分	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
妊婦健康診査 1 回目	2,422	2,285	137	5.7
妊婦健康診査 2～14 回目	25,843	24,601	1,242	4.8
妊婦健康診査 (妊婦超音波検査)	1,899	1,861	38	2.0
妊婦健康診査 (子宮頸がん検診)	1,936	1,908	28	1.4

年度別受診状況（表 19-3）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2017	2,552	2,395	157	6.2
2018	2,487	2,336	151	6.1
2019	2,422	2,285	137	5.7

○妊婦健康診査 2～14 回目

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2017	28,651	27,073	1,578	5.5
2018	26,911	25,445	1,466	5.4
2019	25,843	24,601	1,242	4.8

○妊婦健康診査（超音波）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2017	2,179	2,090	89	4.1
2018	2,074	1,994	80	3.9
2019	1,899	1,861	38	2.0

○妊婦健康診査（子宮頸がん）

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2017	1,958	1,935	23	1.2
2018	1,960	1,928	32	1.6
2019	1,936	1,908	28	1.4

（2）里帰り出産等における妊婦健康診査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「妊婦健康診査受診票」を使用できない医療機関や助産所で、妊婦健康診査を受診された妊婦に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要（表 19-4）

対象者	①2009年4月1日以降に妊婦健康診査を受診した方 ②妊婦健康診査受診票を使用できない日本国内の医療機関（助産所含む）で妊婦健康診査を受診し、その受診費用を全額自己負担で支払った方 ③妊婦健康診査受診日に町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込みによる
周知方法	冊子「ぷれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 19-5)

年度	実施件数	助成額
2017	455	14,715,586
2018	480	14,337,597
2019	449	12,613,514

(3) 新生児聴覚検査

聴覚障害が疑われる新生児等の早期発見及び早期療育を図ることを目的として実施している。

健診の概要 (表 19-6)

対象者	町田市民の方が、出産した新生児		
関連する法律・例規	町田市新生児聴覚検査実施要領		
受診方法	妊娠届受理時に受診票を交付 受診票は「母と子の保健バッグ」に入っている 都外から転入された方には申し出があった時に交付 東京都内及び相模原市、大和市、横浜市、川崎市等近隣市の指定医療機関で個別に受診（原則出生した医療機関にて生後50日に達する日までに受診） ※2019年度から東京都共通方式で実施 ※2017年度～2018年度は、町田市独自で実施（市内及び近隣市の指定医療機関で生後1か月未満に個別で受診）		
健診内容	初回検査	耳音響放射検査（OAE）または自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）	
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等		

年度別受診状況 (表 19-7)

年度	受診者数	異常なし	有所見者数	有所見率
2017	1,678	1,653	25	1.5
2018	1,661	1,649	12	0.7
2019	1,654	1,641	13	0.8

(4) 里帰り出産等における新生児聴覚検査受診費助成

里帰り等の特別な事情により、「新生児聴覚検査受診票」を使用できない医療機関で新生児聴覚検査を受診された方に対して、一定額を限度に受診に要した費用を助成している。

助成実施の概要 (表 19-8)

対象者	①町田市民の方が、出産した新生児 ②原則生後 50 日に達する日まで (2019 年 3 月までに生まれた方は、生後 1 か月未満) に、新生児聴覚検査受診票を使用できない日本国内の医療機関で新生児聴覚検査を受診し、その検査費用を全額自己負担で支払った方 ③新生児聴覚検査受診日に母親が町田市の住民であった方
関連する法律・例規	町田市里帰り等妊婦健康診査等受診費助成金交付要綱
交付方法	口座振込みによる
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 19-9)

年度	実施件数	助成額
2017	236	700,560
2018	373	1,099,580
2019	338	1,006,700

(5) 乳幼児健康診査

乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育・精神発達の重要な時期に健康診査を実施している。1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査は同時に歯科健診も行っている。

また、必要に応じて栄養相談、保育相談、心理相談、歯科保健指導、視能訓練士による検査 (3 歳児健診のみ) を実施し、異常の見られる乳幼児に対しては医療機関紹介、経過観察健診、発達健診などで継続指導を実施している。

健診の概要 (表 19-10)

関連する法律・例規	母子保健法第 12・13 条。町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳児健康診査 (6 か月児・9 か月児) 実施要領 町田市 1 歳 6 か月児健康診査実施要領 町田市 3 歳児健康診査実施要領
一部負担金	なし
周知方法	個別に通知 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

健診の内容・対象 (表 19-11)

区分	対象・内容
3～4 か月児健康診査	対象は3～4か月の乳児 通知時期は3か月 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年60回実施 内容は診察・身体計測・集団指導・個別相談(栄養・保育・歯科) 小児科医師3人(鶴川保健センター、小山市民センター、忠生保健センターは2人)出動
6～7 か月児健康診査	対象は6～7か月の乳児 通知時期は5か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
9～10 か月児健康診査	対象は9～10か月の乳児 通知時期は5か月 東京都内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 内容は診察・身体計測・保健指導等
1歳6か月児健康診査	対象は満1歳6か月を越え満2歳に達しない幼児 通知時期は1歳5か月 医科は町田市内と相模原市内の指定医療機関で個別受診 歯科は健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで年54回実施 歯科医師2人出動 歯科健診と同時に保育相談を実施 内容は診察(小児科・歯科)・身体測定・個別相談(栄養・保育・心理)
3歳児健康診査	対象は満3歳を越え満4歳に達しない幼児 通知時期は3歳 健康福祉会館・鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターで医科・歯科の健診を年60回実施 内容は診察(小児科・歯科)・身体測定・視力・聴覚・尿検査・集団指導・個別相談(栄養・保育・心理) 小児科医師3人、歯科医師2人、視能訓練士1人(鶴川保健センター・小山市民センター・忠生保健センターは小児科医師2人、歯科医師2人、視能訓練士1人)出動

3～4 か月児健康診査受信状況(人) (表 19-12)

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	異常なし	有所見者数
2017	60	2,763	2,707	98.0	2,051	656
2018	60	2,700	2,626	97.3	1,962	664
2019	60	2,595	2,506	96.6	1,889	617

3～4 か月児健康診査結果 (表 19-13)

区分	精密健診	受診 (治療) 勸奨	他 機関 管理中	経過 観察	一 時的 指導	合計
有所見延人数	65	123	220	32	254	694
発育	4	1	4	13	32	54
皮膚	5	98	137	0	131	371
頭頸部	5	1	2	2	6	16
顔面口腔	2	1	8	0	5	16
眼	6	3	0	0	4	13
耳鼻咽喉	1	3	7	0	6	17
胸部・腹部	4	6	29	0	16	55
そけい外陰部	3	3	14	0	9	29
背部	1	0	0	0	0	1
四肢	29	2	3	0	2	36
発達・神経	5	3	6	15	10	39
その他	0	2	10	2	33	47

3～4 か月児健康診査結果 (表 19-14)

年度	受診者数	判定内訳							
		問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他
2017	2,647	2,408	136	90	13	843	7	56	4
2018	2,676	2,406	168	95	7	916	8	57	1
2019	2,598	2,380	124	84	10	911	10	54	2

9～10 か月児健康診査受信状況 (表 19-15)

年度	受診者 数	判定内訳							
		問題 なし	問題 あり	疑い	不明	当院で 行う	市で 行う	他機関 管理中	その他
2017	2,675	2,473	129	61	12	818	18	49	3
2018	2,631	2,432	122	69	8	796	14	47	1
2019	2,553	2,360	106	83	4	875	9	39	1

1歳6か月児健康診査受信状況 (表 19-16)

年度	通知件数	受診者数	受診率	判定内訳	
				異常なし	有所見者数
2017	3,062	2,921	95.4	2,742	179
2018	2,902	2,716	93.6	2,526	190
2019	2,905	2,709	93.6	2,515	194

※1歳6か月児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-30～表 19-35 参照

3歳児健康診査受信状況 (表 19-17)

年度	実施回数	通知数	受診者数	受診率	判定内訳	
					異常なし	有所見者数
2017	60	3,303	3,045	92.2	2,383	662
2018	60	3,276	3,040	92.8	2,342	698
2019	60	3,125	2,828	90.5	2,121	707

※3歳児歯科健康診査の概要・受診状況は、表 19-30～表 19-35 参照

3歳児健康診査結果 (表 19-18)

区分	精密健診	受診 (治療) 勸奨	他機関 管理中	経過 観察	一時的 指導	合計
有所見延人数	202	49	247	12	396	906
発育	4	6	8	3	36	57
皮膚	1	28	57	0	33	119
顔面・口腔・頭頸部	0	2	1	1	0	4
眼	153	3	27	2	9	194
耳鼻咽喉	11	8	14	2	54	89
胸部腹部	6	2	14	0	5	27
そけい外陰部	7	5	3	0	8	23
背部四肢	3	4	0	0	1	8
運動	0	0	3	0	2	5
精神	0	1	34	1	59	95
言語	1	0	51	1	101	154
日常習慣	0	1	3	0	33	37
その他	2	3	5	0	41	51
尿蛋白陽性(再掲)	6	0	0	2	14	22

3歳児健康診査（視力・張力）結果（表 19-19）

区分	受診者数	判定内訳				要精密率
		異常なし	要再検査	要精密	その他	
視力	2,828	2,610	1	153	64	5.4
聴力	2,828	2,694	51	11	72	0.4

3歳児健康診査（心理相談）結果（表 19-20）

区分	相談項目延数	問題なし	精神発達の問題	ことばの問題	くせの問題	行動性格の問題	社会性の問題	生活習慣の問題	養育者の問題	家庭環境の問題	疾患障害の疑い	その他
要精密	4	0	1	1	0	0	0	0	0	0	2	0
要継続	336	0	31	103	5	70	93	5	11	4	14	0
助言のみ	158	0	13	56	3	47	21	3	8	5	2	0
特になし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	498	0	45	160	8	117	114	8	19	9	18	0

（6）乳幼児経過観察・発達健康診査

一般健康診査の受診結果で要経過観察と判断された子や、運動・精神発達に遅延等が疑われる子に対して定期的に健診を行い、その健全な育成を期するとともに、異常の早期発見に努めることを目的に、経過観察・発達健康診査を実施している。また、必要に応じて栄養・保育相談を実施し、有所見者に対しては医療機関、療育機関等の紹介をして継続指導を行っている。

健診の概要（表 19-21）

関連する法律・例規	母子保健法第12・13条 町田市乳幼児健康診査実施要領 町田市乳幼児発達健康診査実施要領 町田市1歳6か月児健康診査実施要領 町田市3歳児健康診査実施要領
-----------	--

健診の内容・対象 (表 19-22)

区分	内容	対象
乳幼児経過観察 健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 12 回実施	各健診の結果、要経過観察と判断された子 また、健診が必要と判断された子
乳幼児発達健康診査	予約者に個別通知 健康福祉会館で年 12 回実施	各健診の結果、運動・精神発達遅延等が疑われ、発達面での経過観察が必要と判断された子 また、健診が必要と判断された子
経過観察健康診査 (心理個別)	予約制 健康福祉会館、各健診会場で実施 1 歳 6 か月児健診で年 36 回 3 歳児健診で 34 回の経過観察を実施 心理相談員出動	1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の結果、心理面で要経過観察と判断された子 また、心理面の健診が必要と判断された子
経過観察健康診査 (心理集団)	予約制 健康福祉会館で実施 年 48 回 (月 2 回、4 か月コース) の経過観察を実施 心理相談員出動	1 歳 6 か月児健康診査、3 歳児健康診査の結果、心理面で要経過観察と判断された子 また、心理面の健診が必要と判断された子

乳幼児経過観察健康診査受信状況 (表 19-23)

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2017	11	40	31	77.5	15
2018	11	47	43	91.5	5
2019	11	31	31	100.0	4

乳幼児発達健康診査受信状況 (表 19-24)

年度	実施回数	予約者数	受診者数	受診率	初診者のうち 有所見者数
2017	11	43	41	95.3	5
2018	12	51	47	92.2	8
2019	10	30	24	80.0	5

1歳6か月児経過観察健康診査（心理）実施状況（表 19-25）

年度	1歳6か月経過観察		3歳児経過観察	
	実施回数	来所者数	実施回数	参加者実数
2017	36	359	34	334
2018	36	379	34	349
2019	36	329	34	309

3歳児経過観察健康診査（心理）実施状況（表 19-26）

年度	集団		
	実施回数	参加者実数	参加者延数
2017	48	68	412
2018	48	55	324
2019	38	54	285

（5）妊婦・乳幼児精密健康診査

各健康診査の結果、診断の確定について不十分な点を補うべく、専門医療機関で精密検査を行い、各健康診査の強化を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-27）

対象者	各健康診査で精密健康診査が必要と判断された方		
	対象年齢	妊婦精密健康診査	なし
		乳幼児精密健康診査	満1歳未満
		1歳6か月児精密健康診査	1歳6か月～満2歳未満
		3歳児精密健康診査	3歳～満4歳未満
関連する法律・例規	母子保健法第12・13条 町田市精密健康診査実施要領		

精密健康診査受診状況（表 19-28）

年度	妊婦精密健康診査			乳児精密健康診査			1歳6か月児精密健康診査		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2017	0	0	0	68	71	41	1	0	0
2018	0	0	0	77	70	47	1	1	0
2019	0	0	0	68	68	47	2	2	0

年度	3歳児精密健康診査			合計		
	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数	受診票 発行数	結果 把握数	有所見 者数
2017	159	158	143	237	229	190
2018	202	136	115	280	207	162
2019	188	188	169	258	258	216

○受診票発行数---年度内に発行した受診票の対象者数

○結果把握数---年度内に把握した結果の数で、年度をまたがっている場合がある

○有所見者数---結果把握数のうち、所見があった方の数

（6）母子歯科健康診査

ア 妊婦歯科健康診査

妊婦の歯科疾患の早期発見・早期治療を図ることを目的に実施している。

健診の概要（表 19-29）

対象者	町田市在住の妊婦（妊婦無料クーポンをお持ちの方）
関連する 法律・例規	母子保健法第13条 町田市歯科口腔健康診査実施要領
受診方法	妊娠届受理時に配布する「母と子の保健バッグ」に妊婦無料クーポンを封入 歯科口腔健康診査実施歯科医院に直接申し込みをした上で受診
健診の内容	問診、むし歯、歯周疾患等の診査、歯列・かみ合わせ、清掃等の状況検査、予防指導
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

イ 幼児歯科健康診査

幼児へのむし歯予防の一環として、歯科健康診査とむし歯予防の処置を実施している。
また、保護者のむし歯予防への関心を高めるために、歯科保健指導や歯みがき指導等も実施している。

健診・指導の概要（表 19-30）

事業名一覧	1 歳 6 か月児歯科健康診査 2 歳児歯科健康診査 2 歳 6 か月児歯科健康診査 3 歳児歯科健康診査 離乳食講習会後期 むし歯予防教室 園児むし歯予防教室
対象者	おおむね 8 か月児から 4 歳未満児まで 園児むし歯予防教室は保育園・幼稚園児（0 歳児～5 歳児）
関連する法律・例規	母子保健法第 13 条 町田市産婦健康診査実施要領
実施会場	1 歳 6 か月児歯科健康診査と 3 歳児歯科健康診査は健康福祉会館、鶴川保健センター、忠生保健センター、小山市民センターで実施 2 歳児歯科健康診査、2 歳 6 か月児歯科健康診査は健康福祉会館と 2016 年度より忠生保健センター、2017 年度より鶴川保健センターでも実施 園児むし歯予防教室は希望する保育園・幼稚園に歯科衛生士が訪問して実施
周知方法	個別に通知 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

対象者と内容（表 19-31）

事業名	対象者	内容
離乳食講習会後期	8～9 か月児	健康福祉会館で年 14 回、鶴川保健センターで 4 回実施 歯科衛生士が歯科健康教育を実施
1 歳 6 か月児 歯科健康診査	満 1 歳 6 か月を越え満 2 歳に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年 54 回実施 健診、歯科保健指導を実施。歯科医師 2 人出動
2 歳児歯科 健康診査	満 2 歳を越え満 2 歳 6 か月に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センターで年 35 回実施 健診、歯科保健指導、フッ素塗布を実施 歯科医師 2 人出動
2 歳 6 か月児 歯科健康診査	満 2 歳 6 か月を越え満 3 歳に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・忠生保健センター・鶴川保健センターで年 33 回実施 健診、歯科保健指導、フッ素塗布を実施 歯科医師 2 人出動
3 歳児歯科 健康診査	満 3 歳を超え満 4 歳に達しない幼児 全員通知	健康福祉会館・鶴川保健センター・忠生保健センター・小山市民センターで年 60 回実施 健診、歯科保健指導を実施 歯科医師 2 人出動
むし歯予防教室	1 歳 6 か月児歯科健診終了児 （～2 歳未満） 予約制	健康福祉会館、鶴川保健センターで年 8 回実施 歯科衛生士がむし歯予防指導、歯みがき指導を実施 栄養士が正しい食生活を指導
園児むし歯 予防教室	保育園児（0 歳児～5 歳児）	希望する保育園に歯科衛生士が訪問年 73 回実施 歯科保健指導、歯みがき指導、歯垢の染め出し等を実施

歯科健康診査受診状況（表 19-32）

区分	実施回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子		
			O1	O2	A	B	C
1歳6か月児歯科健康診査	54	2,692	872	1,794	21	3	2
2歳児歯科健康診査	35	2,372	1,034	1,269	52	12	5
2歳6か月児歯科健康診査	33	2,240	897	1,238	84	19	2
3歳児歯科健康診査	60	2,813	1,674	912	172	47	8
合計	182	10,117	4,477	5,213	329	81	17

※記号の説明

O1：う蝕がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2：う蝕はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にう蝕罹患の不安がある子

A：上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみにう蝕のある子

B：臼歯部、及び上顎前歯部にう蝕のある子

C：下顎前歯部を含む他の部位にう蝕のある子

歯科保健指導等実施状況（表 19-33）

区分	実施回数	受診者数 参加者数	歯科 保健指導	歯みがき 指導	スケーリング (歯石除去)	ポリッシング (色素沈着除去)
離乳食講習会後期	16	317	317	—	—	—
1歳6か月児歯科健康診査	54	2,692	※	871	63	33
2歳児歯科健康診査	35	2,372	※	842	92	89
2歳6か月児歯科健康診査	33	2,240	※	398	61	91
3歳児歯科健康診査	60	2,813	※	249	51	75
むし歯予防教室	8	58	58	58	—	—
園児むし歯予防教室	73	5,436	5,436	2,999	—	—
子育てひろば	5	120	120	—	—	—

※歯科医師、歯科衛生士による個別指導の延べ件数

フッ素塗布受診状況（表 19-34）

区分	むし歯のある子		フッ素塗布		
	総数	総本数	回数	総数	総本数
1歳6か月児	26	86	—	—	—
2歳児	69	208	35	2,177	36,675
2歳6か月児	105	303	33	2,071	39,278
3歳児	227	671	—	—	—
合計	427	1,268	68	4,248	75,953

※フッ素塗布は2歳児と2歳6か月児に実施

年度別受診状況（表 19-35）

1歳6か月児歯科健康診査								
年度	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			
			O1	O2	A	B	C	
2017	54	2,824	825	1,974	21	3	1	
2018	54	2,599	722	1,848	24	3	2	
2019	54	2,692	872	1,794	21	3	2	

2歳児歯科健康診査								
年度	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			フッ素塗布 受診者数
			O1	O2	A	B	C	
2017	35	2,466	977	1,437	46	3	3	2,302
2018	35	2,422	971	1,396	44	8	3	2,269
2019	35	2,372	1,034	1,269	52	12	5	2,177

2歳6か月児歯科健康診査								
年度	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			フッ素塗布 受診者数
			O1	O2	A	B	C	
2017	33	2,330	876	1,353	85	15	1	2,147
2018	33	2,460	914	1,452	76	11	7	2,147
2019	33	2,240	897	1,238	84	19	2	2,071

3歳児歯科健康診査								
年度	回数	受診者数	むし歯のない子		むし歯のある子			
			O1	O2	A	B	C	
2017	60	3,032	1,662	1,052	248	54	16	
2018	60	2,026	1,779	1,021	170	48	8	
2019	60	2,813	1,674	912	172	47	8	

むし歯予防教室					園児むし歯予防教室			
年度	回数	参加者数	歯科 保健指導	歯ブラシ 指導	回数	参加者数	歯科 保健指導	歯ブラシ 指導
2018	12	80	80	80	72	5,578	5,578	2,799
2019	8	58	58	58	73	5,436	5,436	2,999

※記号の説明 O1：う蝕がなく、かつ口腔環境も良いと認められる子

O2：う蝕はないが、口腔環境が良好でなく、近い将来にう蝕罹患の不安がある子

A：上顎前歯部のみ、又は臼歯部のみとう蝕のある子

B：臼歯部、及び上顎前歯部とう蝕のある子 C：下顎前歯部を含む他の部位とう蝕のある子

20 母子保健指導事業

(1) 母親学級

ア 母親学級母性科（母親学級）

妊婦を対象に妊娠中の衛生・栄養・出産の正しい知識・産褥期の注意・新生児の保育等の指導を実施し、母子の健康の増進を図っている。

学級の概要（表 20-1）

対象者	妊娠 16 週～35 週までの初妊婦の方とその夫
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
学級の内容	A コース（2 日間）助産師、歯科衛生士、栄養士等による講話や実技 B コース（1 日）助産師・保健師による沐浴、妊婦体験、新生児の保育体験 それぞれ年 11 回 申し込み制
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

学級の日程（表 20-2）

程 日	内 容	参加者数	
A	オリエンテーション	助産師	
	一 目	こころとからだの変化	妊婦 119
	二 目	歯の衛生	夫 20
	三 目	栄養と食生活	合計 139
B	分娩経過	助産師	妊婦 150
	お産の時のリラックス法		夫 25
	産後のライフスタイル		合計 175
B	オリエンテーション	保健師	妊婦 362
	沐浴体験、新生児の保育体験、妊婦体験	保健師	夫 345
		助産師	合計 707
合計		1021	

実施状況（表 20-3）

年度	実施回数	日数	参加者数
2017	各コース年 12 回実施	36	1,133
2018	各コース年 12 回実施	36	1,044
2019	各コース年 11 回実施	33	1,021

イ プレママクッキング

妊娠中の適切な食生活を、調理実習を通して学ぶとともに、生涯にわたる健康的な食習慣につなげることを目的として実施している。

事業の概要 (表 20-4)

対象者	妊娠 16 週～35 週までの町田市在住の妊婦
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館
事業の内容	栄養士による講話 調理実習 会食 12 回実施 申し込み制 食材料費として参加費 500 円を徴収
周知方法	母子バッグへのチラシ封入 「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 20-5)

年度	実施回数	参加者数
2017	12	151
2018	12	90
2019	10	79

2019 年度は新型コロナウイルス感染症の影響で 2 回中止

ウ 多胎児の会

多胎児を育てている方、これから出産予定の方を対象に、情報交換や遊び等を通じて子育てを支援することを目的に、母親学級育児科の事業として実施している。

実施状況 (表 20-6)

日程	会場	参加者数		合計
		大人	子	
7 月 29 日	健康福祉会館	16	30	46
11 月 25 日	健康福祉会館	10	20	30
2 月 20 日	健康福祉会館	14	26	40
	合計 (3 回実施)	40	76	116

(2) 健康教育

ア 栄養健康教育

小児の食物アレルギーの有病率が増加しているなか、食物アレルギーの正しい知識の普及と情報提供を図るとともに、保護者の不安を和らげることを目的とし年2回の講演会を実施している。

講座の内容 (表 20-7)

対象者	食物アレルギー等の心配がある乳幼児の保護者、市内の給食施設職員
関連する法律・例規	アレルギー疾患対策基本法 母子保健法第9条 町田市母親学級実施要領
実施会場	健康福祉会館、町田市保健所中町庁舎
講習の内容	小児科医師による食物アレルギーに関する講演 年2回実施
周知方法	「広報まちだ」、チラシ

講座の内容・実施状況 (表 20-8)

日時	対象者	内容	講師	参加者数	
10月29日	食物アレルギーやアトピー性皮膚炎の心配がある乳幼児の保護者	食物アレルギーとアトピー性皮膚炎のために明日からできること	独立行政法人 国立病院機構 相模原病院 小児科医	大人	31
				子	21
				合計	52
11月22日	市内の給食施設職員	専門医が教える！食物アレルギーの知識と対応	相模原病院 小児科医	大人	62
				子	
				合計	62
			合計(2回実施)	大人	93
				子	21
				合計	114

イ 離乳食講習会

乳児の栄養・食生活を母親に理解させ、乳児の健康増進を図るとともに、乳児と保護者の交流を通して社会性を育てることを目的として実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消及び情報交換の場として位置づけている。

講習の概要 (表 20-9)

対象者	4～6 か月児・8～10 か月児の保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要綱
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター
講習の内容	栄養士・歯科衛生士・保育士による講話 グループ相談 試食等 初期(4～6 か月児の保護者が対象) 後期(8～10 か月児の保護者が対象) 年42回実施(初期24回・後期18回) 申し込み制
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

講習内容 (表 20-10)

区分	対象	内容	従事者
初期	4～6 か月児の保護者	離乳食初期について 試食 グループ相談	栄養士 保育士
後期	8～10 か月児の保護者	離乳食後期について むし歯予防について 保育について 試食 グループ相談	栄養士 歯科衛生士 保育士

実施状況 (表 20-11)

区分	回数	申込者数	参加者数			個別 相談者
			申込者	申込者以外	子供	
初期	22	633	558	77	505	2
後期	16	382	317	25	294	0
合計	38	1,015	875	102	799	2

2019年度は新型コロナウイルス感染症の影響で初期2回、後期2回(年間計4回)中止

年度別実施状況 (表 20-12)

年度	回数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子供
2017	42	1,001	103	917
2018	42	1,011	1007	904
2019	38	875	102	799

ウ 幼児食講習会

離乳食講習会と同様に、幼児の栄養・食生活を理解してもらうとともに、幼児の健康増進を図り、幼児と保護者の交流を通して、地域性を育てることを目的に実施している。また、子育て支援の一環として、保護者の不安解消の場として位置づけている。

講習の概要 (表 20-13)

対象者	1歳6か月～2歳0か月の子と保護者
関連する法律・例規	母子保健法第9条 町田市母親学級実施要綱
実施会場	健康福祉会館
講習の内容	栄養士・保育士による講話 親子の遊び グループ相談 試食等 年8回実施 申し込み制
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 20-14)

回数	申込者数	参加者数			個別 相談者
		申込者	申込者以外	子供	
7	170	125	4	123	0

2019年度は新型コロナウイルス感染症の影響で1回中止

年度別実施状況 (表 20-15)

年度	回数	参加者数		
		申込者	申込者以外	子供
2017	8	167	8	164
2018	8	160	7	161
2019	7	125	4	123

(3) 健康相談

母子の健康を維持することを目的に、乳幼児の身長・体重測定、保育相談、栄養相談と産後の母体の相談、歯やお口の相談等を健康福祉会館及び各市民センター等で、定期的に保健師、助産師、栄養士及び歯科衛生士が実施している。

ア 乳幼児相談

保育相談、栄養相談、歯科相談、乳幼児の身長・体重測定等を実施している。

相談の概要 (表 20-16)

対象者	2 か月～就学前までの子と親
関連する法律・例規	母子保健法第 9 条
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター 子どもセンター「ばあん」 忠生保健センター 小山市民センター
相談内容	保健師・栄養士・歯科衛生士による相談 乳幼児の身長・体重測定 相談内容：子育て、栄養、乳幼児の身体、お口のケア法等 母性相談と同時に、年 60 回実施 事前の申し込みは不要
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

会場別実施状況 (表 20-17)

会 場	実施回数	来所者数	平均 来所者数
健康福祉会館	22	1,740	79.1
鶴川保健センター	11	732	66.5
子どもセンター「ばあん」	11	794	72.2
忠生市民センター	11	381	34.6
小山市民センター	5	117	23.4
合 計	60	3,764	62.7

年度別実施状況 (表 20-18)

年度	実施回数	来所者数	会場別来所者数				
			健康福祉会館	鶴川保健センター※	子どもセンター「ばあん」	忠生市民センター	小山市民センター
2017	66	5,364	2,607	957	995	655	150
2018	66	4,780	2,027	1,025	962	565	201
2019	60	3,764	1,740	732	794	381	117

イ 母性相談

母親の健康を守るため、産後の母体の相談等を実施している。

相談の概要 (表 20-19)

対象者	2 か月～就学前までの子の母親
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館 鶴川保健センター 子どもセンター「ばあん」 忠生保健センター 小山市民センター
相談内容	助産師による相談 相談内容：産後の母体の相談等 乳幼児相談と同時に、年 60 回実施 事前の申し込みは不要
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

会場別実施状況 (表 20-20)

会場	実施回数	相談者数	平均 相談者数
健康福祉会館	22	258	11.7
鶴川保健センター	11	123	11.2
子どもセンター「ばあん」	11	90	8.2
忠生市民センター	11	62	5.6
小山市民センター	5	26	5.2
合計	60	559	9.3

年度別実施状況 (表 20-21)

年度	実施回数	相談者数	会場別相談者数				
			健康福祉会館	鶴川保健センター※	子どもセンター「ばあん」	忠生保健センター	小山市民センター
2017	66	911	464	191	113	112	31
2018	66	795	345	219	107	91	33
2019	60	559	258	123	90	62	26

ウ 母性保健相談・母乳育児相談

妊産婦の健康や母乳・育児の相談を通じて、女性の一生を通じた健康づくりを支援するために実施している。また、産後の母親の健康や健やかな子育ての知識の普及を目的に、家族計画実地指導を実施している。

相談の概要 (表 20-22)

対象者	女性の方 特に思春期・妊産婦・更年期の方
関連する法律・例規	母子保健法第9条
実施会場	健康福祉会館
相談内容	助産師による相談 思春期・妊産婦・更年期等の保健相談、乳房管理の相談 乳房マッサージ、家族計画相談 (乳房マッサージ・来所相談は予約制) 電話相談も実施 毎週木曜日に実施(祝日・年末年始を除く)
周知方法	「広報まちだ」に掲載 冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

実施状況 (表 20-23)

年度	実施回数	相談者数
2017	49	529
2018	49	516
2019	50	488

(4) 乳幼児栄養食品支給

乳幼児の栄養改善指導の一環で、その家庭に対して、その栄養強化のために必要な食品(粉乳)を無償で支給している。

支給の概要 (表 20-24)

対象者	下記の①～③のいずれかに該当する方 ①生活保護を受けている世帯の乳幼児 ②当該年度の市民税が非課税、または全額減免された世帯の乳幼児 ③中国残留邦人等支援法による支援給付受給世帯の乳幼児 ただし、健康診査等の結果、医師により栄養強化を行うことが必要と認められた場合に限る
関連する法律・例規	母子保健法第14条 町田市乳幼児栄養食品支給要領
申請方法	申請の際には母子健康手帳、要件を証明する書類が必要
支給方法	粉乳を自宅に配送
支給期間	生後4か月から1歳の誕生日まで
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

※2019年度は該当者がいないため、実績は0件

(5) 母子健康手帳の交付

妊娠届を受理した後、母子健康手帳を交付している。

手帳交付の概要 (表 20-25)

対象者	妊娠届出書を提出した妊婦
関連する法律・例規	母子保健法第 15・16 条
目的	妊娠中の経過・出産の状況・各種健康診査・予防接種の記録等、健康保持を図る
交付方法	妊娠届を受理した際に、保健予防課、各市民センター等で直接交付 外国語版の手帳も交付（英語・中国語・ハンゲル語・ポルトガル語・スペイン語・タガログ語・インドネシア語・タイ語・ベトナム語）
周知方法	冊子「ふれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等

日本語版交付状況等 (表 20-26)

年度	妊娠届受理件数	手帳交付件数
2017	2,787	2,845
2018	2,723	2,770
2019	2,620	2,673

(6) 出産・子育てしっかりサポート事業

妊娠中の様々な不安を軽減し、安心して出産を迎えていただくため、市内在住の全ての妊婦を対象として専門職（保健師等）が面接を行い、妊娠期から就学前まで支援を行っている。

事業概要 (表 20-27)

対象者	町田市在住の妊婦
関連する法律・例規	町田市出産・子育てしっかりサポート事業実施要領
面接会場	保健予防課（市庁舎・健康福祉会館・保健所中町庁舎・鶴川保健センター）、各市民センター等（会場ごとに月 1～2 回実施）
事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師等が妊婦と面接をし、心身の状態や家庭の状況、子育て支援のニーズ等を把握する ・面接終了後に出産・子育て応援商品券を配布する ・心身の不調や育児不安があることなどから手厚い支援を要する者等に対して「支援計画書」を作成し、乳幼児健診等にてその効果検証を行いながら、就学前まで支援していく

面接実施状況 (表 20-28)

年度	2017	2018	2019
面接件数	2,560	2,481	2,408

(7) 産後ケア事業

産褥期における母親の心身の安定と育児不安の解消を図ることを目的として、家族等から援助を受けることが困難で、育児支援を必要とする母子に対して、心身のケア、育児の支援等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を実施している。

事業の概要 (表 20-29)

対象	町田市在住の生後3か月未満の乳児及びその母親で、家族等から家事・育児等の支援が得られない方のうち、体調不良や授乳・育児に不安がある方 その他、特に支援が必要と認められる方
関連する法律・例規	町田市産後ケア事業実施要領
実施施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ としの助産院 ・ 新百合ヶ丘総合病院 ・ 町田市民病院 ・ marimo 助産院
事業の内容	宿泊型ショートステイもしくは日帰り型デイケアにより、以下の内容を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・ 母体ケア（母体の健康状態の確認、乳房ケア等） ・ 乳児ケア（乳児の健康状態の確認等） ・ 育児相談、授乳指導、沐浴指導、休息、食事の提供等

実施状況 (表 20-30)

年度	2017	2018	2019
申請者数	47	130	139
利用者数	31	70	65
日帰り型利用日数（延べ）	19	25	16
宿泊型利用日数（延べ）	119	230	255

(8) 母子保健訪問事業

ア 妊産婦・新生児・乳幼児訪問指導

必要に応じて妊産婦・新生児・乳幼児等の家庭に、保健師や助産師または看護師が訪問して、指導・助言を実施している。

訪問の概要 (表 20-31)

対象者 ※	妊産婦	妊娠中、あるいは産後1年を経過しない女性
	新生児	生後28日未満の新生児 ただし、里帰り等の事情がある場合は28日を超えても訪問可能 出生通知票により対象を把握 ・主に第1子の方等：保健師または助産師が訪問 ・主に第2子以降の方：看護師が訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）
	乳幼児等	3～4か月児、1歳6か月児、3歳児健診未受診の方 上記以外の希望する方や必要と思われる方
関連する法律・例規	母子保健法第11・17条 児童福祉法第21条 町田市新生児訪問指導実施要領 町田市こんにちは赤ちゃん事業実施要領 町田市妊産婦訪問指導実施要領	
訪問の概要	保健師・助産師による訪問では、妊娠中・出産後のアドバイスや発育・栄養・病気の予防等、子育てに関する相談・支援を実施 看護師による訪問では、子育てに関する相談・情報提供を実施	
周知方法	冊子「ぶれびよ～母子保健・医療・福祉のご案内～」等	

※妊産婦以外の成人も、必要に応じて訪問指導を実施

年度別実施状況 (表 20-32)

年度	妊婦	産婦	新生児	未熟児	乳児	幼児	学童以上	合計
2017	21	2,268	2,187	82	322	238	7	5,125
2018	42	2,132	2,055	100	223	245	27	4,824
2019	56	2,032	2,000	94	274	248	57	4,761

※実人数

イ 未熟児訪問指導

母子保健法・同施行規則及び同施行細則に基づき、出生時2,000g未満で出生、または特殊医療を受けた新生児及びその家族に対して、届出や医療機関からの報告等により未熟児の状況を把握し、必要に応じて訪問指導を実施し、各家庭環境にあった適切な指導・助言をすることで育児支援を行っている。

未熟児訪問指導申請件数 (表 20-33)

年度	2017	2018	2019
申請件数	82	100	94

ウ 重症心身障害児（者）訪問事業の申請受理

在宅重症心身障害児（者）に対する、健康の保持と安定した家庭療育を確保するために訪問相談・訪問看護の申請を受理して、東京都に進達している。

重症心身障害児（者）訪問事業申請状況 （表 20-34）

年度	2017	2018	2019
申請件数	6	5	5

21 歯科衛生士活動

口腔は健康の入り口と言われている。歯科疾患は、発病やその進行に伴い、食生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、全身の健康にも影響を与えるものである。乳幼児期から高齢期を対象に、各ライフステージに応じた歯科疾病の予防・早期発見・早期治療、生涯を通じた歯及び口腔の健康増進などを目的に実施している。

歯科衛生士活動状況（表 21-1）

業務名		実施人数		
集団健診	1歳6か月児歯科健康診査	2,629		
	2歳児歯科健康診査	2,372		
	2歳6か月児歯科健康診査	2,240		
	3歳児健康診査	2,813		
障がい	障がい者等歯科保健推進対策事業(歯科相談 11回)	238		
学齢期	歯科保健普及対策事業小学校連携(10校)	1,154		
	歯科保健普及対策事業中学校連携(1校)	73		
成人期	歯科口腔健康診査(うち妊婦無料クーポン利用者)	1,555(461)		
個別指導	1歳6か月児	保健指導	2,692	
		ブラッシング	871	
		スケーリング	63	
		ポリッシング	33	
	2歳児	保健指導	2,372	
		ブラッシング	842	
		スケーリング	92	
		ポリッシング	89	
	2歳6か月児	フッ素塗布	2,177	
		保健指導	2,240	
		ブラッシング	398	
		スケーリング	61	
	3歳児	ポリッシング	91	
		フッ素塗布	2,071	
		保健指導	2,813	
		ブラッシング	294	
	健育教育	3歳児	スケーリング	51
			ポリッシング	75
			むし歯予防教室	58
			学齢期歯みがき教室	1,227
その他		母親学級	139	
		離乳食講習会	317	
		子育てひろば	120	
		3~4か月児健康診査	2,456	
		1歳6か月児歯科健康診査	2,629	
		2歳児歯科健康診査	2,372	
健康相談	2歳6か月児歯科健康診査	2,240		
	3歳児歯科健康診査	2,813		
	園児むし歯予防教室	集団	5,436	
		個別	2,999	
	からだ測定会	131		
	学齢期歯みがき教室(小・中 11校 16回)	1,227		
	出張講座(高齢者福祉施設)	218		
	その他	デンタルケア	180	
		食育フェス	88	
		健康づくりフェア	490	
普及啓発活動(イベントスタジオ)		128		
健康相談	3~4か月児歯科相談	14		
	電話・来所・相談	23		
	乳児相談	384		

22 栄養士活動

「食は命なり」と言われるが、市民の生涯を通して「食」を通じた健康づくりと、それによるQOL（生活の質）の向上や生活習慣病の予防を図るため、ライフステージに沿った栄養教育を実施している。

栄養士活動状況（表 22-1）

業務名		参加者数	
成人 栄養 指導	栄養相談	78	
	地区健康の集い	一般（栄養）	52
		歯周疾患	0
		ロコモ	0
		病態別	0
	脂質異常症予防講習会	105	
	糖尿病予防講習会	12	
	測定会	131	
	ヘルスアップクッキング	51	
	親子クッキング	47	
	健康づくり講習会	22	
	訪問	0	
	電話・来所	73	
その他	食生活改善普及運動月間	80	
	くらしフェア	87	
	鶴川市民センターまつり	240	
	キラリ☆まちだ祭	898	
	さんあーる広場	230	
母子 栄養 指導	3～4 か月児健康診査	集団	2,506
		個別	87
	6・9 か月 1.6 児健康診査後フォロー		9
	1 歳 6 ヶ月児健康診査		198
	3 歳児健康診査	集団	2,828
		個別	84
	乳幼児経過観察健康診査		7
	乳幼児発達健康診査		6
	離乳食講習会		875
	幼児食講習会		125
	母親学級母性科（母親学級）		119
	プレママクッキング		79
	乳幼児相談		889
	訪問		3
	電話・来所・栄養相談		85
	栄養健康教育（アレルギー）		31
	虫歯予防教室		58
2 歳児歯科	集団	2,346	
	個別	184	

